

---

# 令和6年度 教育委員会事務点検・評価報告書

(令和5年度事業・取組)

---



令和6年8月  
尼崎市教育委員会



## 目次

<b>I 概要</b> .....	<b>1</b>
1 点検及び評価の趣旨 .....	1
2 点検及び評価の方法 .....	2
3 知見の活用 .....	2
4 教育委員会の構成 .....	3
<b>II 教育委員会の活動状況</b> .....	<b>4</b>
1 教育委員会会議 .....	4
2 教育委員協議会 .....	8
3 尼崎市総合教育会議 .....	9
<b>III 尼崎市教育振興基本計画に掲げる施策(事業)の執行状況</b> .....	<b>10</b>
1 就学前教育 .....	14
2 義務教育 .....	18
3 高等学校教育 .....	26
4 豊かな心の育成、いじめ防止 .....	30
5 不登校対策 .....	34
6 特別支援教育 .....	38
7 教育環境の整備 .....	42
8 教員の育成・勤務環境の整備 .....	48
9 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実 .....	52
10 文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供 .....	56
11 適法適正な行政運営の実現 .....	62
<b>IV 総評</b> .....	<b>64</b>
<b>V 参考</b> .....	<b>67</b>
1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋) .....	67
2 施策(事業)一覧 .....	67

## I 概要

### 1 点検及び評価の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条」に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、令和 5 年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況を点検及び評価した結果を報告するものです。

また、尼崎市教育委員会では、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする、尼崎市教育振興基本計画を策定しており、計画を着実に推進していくため、PDCA サイクル（PLAN:計画－DO:実施－CHECK:評価－ACTION:改善）の考え方にに基づき、計画の進行管理を行います。事務点検・評価は、この進行管理を兼ねており、その結果を次年度以降の施策の推進や改善に反映することで、より着実に計画を進行させることを目的としています。

#### 尼崎市教育振興基本計画とは

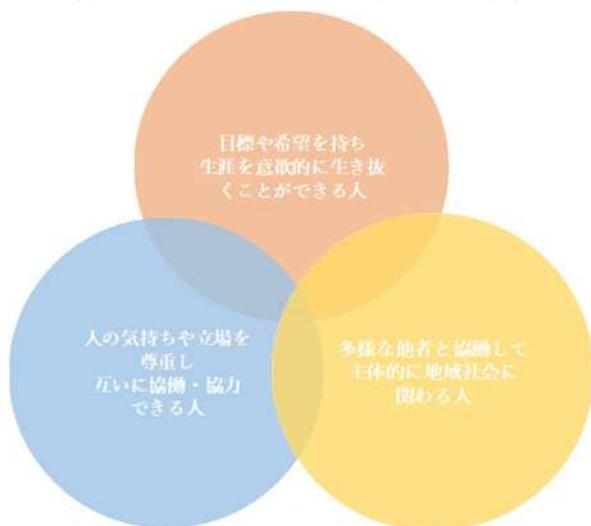
平成 30 年 6 月に閣議決定された国の第 3 期教育振興基本計画、尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画を踏まえ、長期的な展望に基づき、5 カ年スパンの教育施策の方向性を示すとともに、市民の皆様とのビジョンの共有を目指し、基本理念と 10 項目の各論で構成した計画。

#### 教育の基本方針

未来志向の教育

個の尊厳や人権の尊重

家庭・地域社会との連携（子どもの視点に立った教育）



#### 各 論

- 1 就学前教育
- 2 義務教育
- 3 高等学校教育
- 4 豊かな心の育成、いじめ防止
- 5 不登校対策
- 6 特別支援教育
- 7 教育環境の整備
- 8 教員の育成・勤務環境の整備
- 9 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実
- 10 文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供

## 2 点検及び評価の方法

今回の点検及び評価は、尼崎市教育振興基本計画に基づく10項目の各論に添って施策・事業を分類し、それぞれの施策・事業についての評価と、課題・方向性の検証を行いました。

## 3 知見の活用

点検及び評価の実施にあたっては、その客観性及び公平性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方2名に外部有識者としてご協力いただきました。

外部有識者には、各基本的な方策の点検及び評価に対して具体的な指導・助言をいただくとともに、事務点検・評価全般について総評をいただきました。

なお、総評の内容については、P64【IV総評】に掲載しています。

<外部有識者>

氏名	職名
堀田 博史	園田学園女子大学 人間教育学部 教授
川上 泰彦	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科（教職大学院） 教授

## 4 教育委員会の構成

教育委員会は、政治的中立性を維持しつつ、安定性・継続性を確保して教育行政を管理・執行するため、首長から独立した合議体の執行機関として設置されています。

尼崎市教育委員会は、市長が議会の同意を得て任命した教育長及び4人の委員で組織されています。

<尼崎市教育委員会（令和6年8月1日現在）>



白畑 教育長



徳山教育長職務代理者



太田垣 委員



中平 委員



正岡 委員

役職名	氏名	職業など	任期
教育長	白畑 優	—	令和4年4月1日～令和7年3月31日
教育長職務代理者	徳山 育弘	弁護士	令和5年4月1日～令和9年3月31日
委員	太田垣 亘世	宮司	令和6年4月1日～令和10年3月31日
委員	中平 了悟	住職	令和3年4月1日～令和7年3月31日
委員	正岡 康子	元高校教諭	令和4年4月1日～令和8年3月31日

## II 教育委員会の活動状況

### 1 教育委員会会議

教育委員会定例会は、原則として毎月第4月曜日に開催し、臨時会を必要に応じて開催しています。

#### 【教育委員会会議について】

(令和5年度開催分) 12回、臨時会7回

#### 4月 27日(定例会)

議案第28号 尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について※

協議・報告 学校運営等に関する意見書への回答について

協議・報告 尼崎市学校運営協議会委員の解嘱又は解任及び委嘱について※

#### 5月 8日(臨時会)

議案第29号 令和6年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針について

議案第30号 物件の買入れについて※

協議・報告 「尼崎市 幼稚園・高等学校教員資質向上指標」の改定と「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」について

#### 5月 22日(定例会)

協議・報告 尼崎市学校運営協議会委員の任命又は委嘱について※

#### 6月 26日(定例会)

議案第31号 尼崎市子ども・子育て審議会委員及び特別委員の委嘱について※

協議・報告 尼崎市子ども・子育て審議会への諮問について

協議・報告 尼崎市学校運営協議会委員の解任又は解嘱及び委嘱について※

#### 7月 24日(定例会)

議案第32号 令和6年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について

議案第33号 令和5年度 教育委員会事務点検・評価報告書について

議案第34号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について※

議案第35号 尼崎市社会教育委員の委嘱について※

協議・報告 尼崎市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について※

#### 8月 14日(臨時会)

	議案第36号	職員の人事について※
	協議・報告	尼崎市文化財保護審議会への諮問について
8月	28日(定例会)	
	議案第37号	令和5年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について※
	議案第38号	工事請負契約の締結に係る教育委員会の意見について※
	議案第39号	尼崎市生涯学習審議会委員の委嘱について※
	協議・報告	第2次尼崎市教育振興基本計画の策定に向けた取組みについて(案)※
	協議・報告	令和5年度全国学力・学習状況調査結果報告について※
9月	25日(定例会)	
	協議・報告	尼崎市学校運営協議会委員の委嘱について※
10月	23日(定例会)	
	議案第40号	尼崎市教育振興審議会条例について※
	協議・報告	尼崎市就学前教育ビジョン(素案)について※
11月	13日(臨時会)	
	議案第41号	令和5年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について※
	議案第42号	令和6年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について
	議案第43号	令和6年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について
	議案第44号	令和6年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について
	議案第45号	職員の人事について※
11月	27日(定例会)	
	議案第46号	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について※
	議案第47号	尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について※
	協議・報告	学校給食費の改定について(案)※
	協議・報告	旧尼崎紡績本社事務所(前ユニチカ記念館)保存・活用に向けた取組について※
12月	25日(定例会)	
	議案第48号	職員の人事について※
	協議・報告	尼崎市学校運営協議会委員の委嘱について※
1月	22日(定例会)	
	議案第1号	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について※
	議案第2号	欠番

議案第 3 号	尼崎市立健康ふれあい体育館の設置及び管理に関する条例について※
議案第 4 号	尼崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
議案第 5 号	尼崎市立特別支援学校及び幼稚園の管理運営に関する規則及び尼崎市高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
議案第 6 号	尼崎市立学校公文書管理規程について
協議・報告	尼崎市就学前教育ビジョン（素案）に対する市民意見公募手続の結果及び同ビジョン（案）の策定について※
協議・報告	尼崎市学校運営協議会委員の委嘱について※
<b>2 月 1 日（臨時会）</b>	
議案第 7 号	尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について※
<b>2 月 5 日（臨時会）</b>	
議案第 8 号	令和 5 年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について※
議案第 9 号	令和 6 年度尼崎市一般会計教育関係予算について※
議案第 10 号	職員の人事について※
協議・報告	令和 6 年度教育委員会事務局組織改正について（案）※
協議・報告	学びの多様化学校設置基本方針（素案）の策定について※
<b>2 月 22 日（定例会）</b>	
報告第 1 号	令和 5 年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について※
協議・報告	尼崎市学校運営協議会委員の委嘱について※
<b>3 月 11 日（臨時会）</b>	
議案第 11 号	尼崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び尼崎市立特別支援学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
議案第 12 号	尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について
議案第 13 号	尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について
議案第 14 号	尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について
議案第 15 号	尼崎市教育委員会事業所処務規程の一部を改正する訓令について
議案第 16 号	職員の人事について※
<b>3 月 18 日（臨時会）</b>	

議案第 17 号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 18 号 職員の人事について※

議案第 19 号 職員の人事について※

議案第 20 号 職員の人事について※

3 月 25 日（定例会）

議案第 21 号 尼崎市教育振興審議会委員の委嘱について※

議案第 22 号 職員の人事について※

議案第 23 号 尼崎市修学援助金の交付に関する規則を廃止する規則について

議案第 24 号 尼崎市指定文化財の指定について

---

※ 非公開案件

<関係法令抜粋>

□尼崎市教育委員会会議規則

第 6 条の 2 会議は、これを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件の会議について、教育長又は委員の発議により、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

- (1) 教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件
- (2) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件
- (3) 訴訟、調停、和解及び不服申立てに関する事件
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育長又は委員から会議の公開が不適當であると発議のあった事件

## 2 教育委員協議会

教育委員と教育委員会事務局との意思疎通を図りつつ、教育委員への速やかな情報提供と審議にあたっての理解を深める中で、的確な判断のもと教育施策の充実を図るため開催しています。

### 【教育委員協議会について】

(令和5年度開催分) 4回

6月 5日

- ・令和4年度あまっ子ステップ・アップ調査の結果について

6月 10日

- ・体育大会視察について

7月 12日

- ・令和6年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について

11月 13日

- ・電子黒板を活用した授業の視察について

### 3 尼崎市総合教育会議

尼崎市総合教育会議は、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るために開催しています。

#### 【尼崎市総合教育会議について】

(令和5年度開催分) 3回

4月 13日

- ・子どもの人権擁護の取組状況について
- ・体罰根絶アクションプランの取組状況について

10月 23日

- ・今後の教育施策の展開について

2月 22日

- ・子どもの人権擁護の取組状況について
- ・学びの多様化学校設置基本方針（素案）について

### Ⅲ 尼崎市教育振興基本計画に掲げる施策（事業）の執行状況

尼崎市教育振興基本計画に掲げる取組方針をもとに各施策（事業）の執行状況等を記載しています。

#### 【14 ページ以降の評価書の見方】

1 ○○○○ -○○○○○○○○○○○-

◆ 将来の目指す姿 -

- ○○○○ -  
- ○○○○ -

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ○○○○ -  
- ○○○○ -

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ○○○○ -  
- ○○○○ -

尼崎市教育振興基本計画の各論分類ごとに項目を設け、計画に掲げる「将来の目指す姿」「計画期間の早期に実施を目指す取組」 i 「計画期間内に実施を目指す取組」 ii を転記しています。

- i 計画期間である5年間のうち、1・2年目までの実施を目指す取組
- ii 計画期間である5年間のうち、主に3・4・5年目での実施など、計画期間内での実施を目指す取組

◆○○○○事業 <主担当課：○○○○課>

<施策評価との関係>

目的	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                 施策（事業）の目的やこれまでの取組と成果、今後の課題について記載しています。             </div>
取組・成果	
課題	
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                 これまでの取組と成果、課題を踏まえ、令和6年度に取り組む（取り組んでいる）事項について記載しています。             </div>

施策1 地域	施策2 人権 文化共生	施策3 学校教育
本市の施策評価において関連する施策名に色を付けています。		
ティ・学び		



## 学力向上に向けた取組

各論 2・7・8

取組・成果

- ▶ 個々のつまづきを早期に発見・解消するため、学習支援員の配置や多層指導モデルMIMを実施した (p19)
- ▶ 小学校とあまよう特別支援学校（小学部）の全ての普通教室及び特別教室の一部に電子黒板を導入した (p47)

R6取組方針

- ▶ デジタルドリルの積極的な活用により、個別最適な学びを実現する (p19)
- ▶ ICT支援員等を活用した、学校におけるICT機器を活用した授業支援の検討を行っていく (p47)



## インクルーシブ教育システムの推進

各論 6

取組・成果

- ▶ 「教員の特別支援教育の専門性の向上」と「校園内の支援体制の構築」の研修を実施した (p39)

R取組方針 6

- ▶ 学校のバリアフリー化（エレベーターの設置）を進める (p39)



## 個に寄り添った教育の推進 (いじめ・体罰の根絶など)

各論 4・5・8

取組・成果

- ▶ いじめ防止研修の充実や指導主事の学校訪問等によるいじめ認知件数が増加した (p31)
- ▶ 学びの多様化学校設置基本方針（素案）の作成を行った (p35)

R6取組方針

- ▶ スクールロイヤーを設置し、速やかな問題解決につなげていく (p31)
- ▶ 学びの多様化学校の設置に向けた検討を行う (p35)



## 「(仮称)尼崎市就学前教育ビジョン」の策定

各論 1

取組・成果

- ▶ 市民意見公募手続（パブリックコメント）の意見等を踏まえ「尼崎市就学前教育ビジョン」を策定した (p15)

R取組方針 6

- ▶ 公私幼稚園等に入園しやすい環境を整備するための手法について検討を行う (p15)



## 地域とつながる高校改革の推進

各論 3

取組・成果

- ▶ 市立高等学校における、英語教育プログラムを実施した (p27)
- ▶ 市立尼崎双星高校における、STEAM教育の推進を図った (p27)

R6取組方針

- ▶ 市立高等学校で新たに同志社大学との連携による課題解決型学習を進める (p27)
- ▶ 市立尼崎双星高校において、大学と連携しながら更なるSTEAM教育の推進を図る (p27)



## 地域とともにある学校づくりの推進

各論 9

取組・成果

- ▶ 小学校12校、中学校3校にコミュニティ・スクールを新たに導入した (p53)

R6取組方針

- ▶ 小学校10校にコミュニティ・スクールを新たに導入する（全小学校導入完了） (p53)
- ▶ 令和7年度までの全市展開に向けた、他の校種においてもコミュニティ・スクールを計画的に導入する (p53)

【参考】 コミュニティ・スクール導入校数の経過表 (単位：校)

学校種	実績				予定		合計
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
小学校	5	3	11	12	10	—	41
中学校	0	0	0	3	8	6	17
高等学校	0	0	1	0	0	2	3
特別支援学校	0	0	0	0	0	1	1
合計	5	3	12	15	18	9	62



## 文化・教養にかかる教育の充実

各論 10

取組・成果

- ▶ 旧尼崎紡績本社事務所（前ユニチカ記念館）について、保存・活用に関する指針を策定した (p57)

R6取組方針

- ▶ 旧尼崎紡績本社事務所の敷地整備を進める (p57)
- ▶ 文化財保存活用地域計画の検討を進める (p57)

※このページには主な内容を掲載しています。  
各施策（事業）の取組状況はP14以降をご覧ください。

(このページは白紙です)

## 1 就学前教育 —後伸びする力や生きる力の基礎などを育成—

### ◆ 将来の目指す姿 —

- ・ 就学前教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、幼児期に求められる5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）に係る教育の一層の充実により、後伸びする力や生きる力の基礎<sup>i</sup>などを育みます。
- ・ いわゆる小1プロブレム<sup>ii</sup>などの課題が起こることのないよう、アプローチ・スタートカリキュラムの充実により、幼保小の一層の円滑な接続を目指します。
- ・ 少子化や幼児教育の無償化など、就学前教育を取り巻く状況を踏まえ、保育所や認定こども園なども含めた就学前教育のあり方を検討する中で、公立施設の役割の整理に取り組みます。

### ◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 —

- ・ 「幼保小連携推進事業」の全市展開・地域の状況に応じた特色化
- ・ 就学前教育、小学校教育それぞれが求める教育内容を踏まえた、アプローチ・スタートカリキュラムの一層の充実に向けた改訂
- ・ 就学前の子どもを持つ保護者が1人で悩みを抱えることのないよう、就学前における保育の体験、保護者同士の交流や悩みを相談できる場の充実
- ・ 保護者のニーズ、特別支援教育の充実など、公立施設としての役割を踏まえた、公立幼稚園の認定こども園化、3年保育の実施、幼保連携の観点からの機能整理、公立幼稚園の再配置など、今後の就学前教育のあり方の検討
- ・ 「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」（平成26年12月尼崎市・尼崎市教育委員会）や、平成30年度から施行された幼稚園教育要領を踏まえた、就学前教育の質の向上に向けた研修体制の構築

### ◆ 計画期間内に実施を目指す取組 —

- ・ 今後の就学前教育のあり方の検討を踏まえた、施設・設備・備品や教員研修の充実など、具体的な施策の実施による就学前教育の質の向上



i 幼児教育は、目先の結果のみを期待しているのではなく、生涯にわたる学習の基礎をつくること、「後伸びする力」を培うことを重視しています。また、知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」や「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康・体力」からなる、「生きる力」の基礎を育成する役割を担っています。

ii 子どもが十分な社会性を身につけることができないまま小学校生活に入ること、精神的にも不安定さを持ち、周りの子どもとの人間関係をうまく構築できず、集団生活になじめないなどの課題が生じていること。

## ◆就学前教育のあり方の検討 <主担当課：就学前教育課>

<施策評価との関係>

目的	官民幼保の就学前教育施設における教育内容等の充実策や連携方法、更には、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等について検討する。
取組・成果	令和5年11月に「尼崎市就学前教育ビジョン（素案）」を公表し、令和5年11月2日から12月4日までの間、実施した市民意見公募手続（パブリックコメント）の意見等を踏まえ、令和6年2月に、官民幼保の就学前教育施設における教育内容等の充実策や連携方法、更には、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等について、その方向性や取組等を示す「尼崎市就学前教育ビジョン」を策定した。なお、「尼崎市就学前教育ビジョン」では、尼崎市が目指す就学前教育の取組として3つの柱（1.就学前教育の質の向上 2.インクルーシブ教育の推進 3.幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続）の推進と、3つの柱を推進するための幼児教育アドバイザーの配置を、また、市立幼稚園の運営体制としては、3年保育の実施（大島・立花・塚口・園田 ※武庫・園和北は2年保育）、一時預かり事業の時間延長、支援が必要な幼児の受入人数の拡充等の充実策（令和8年度より実施）や、竹谷・長洲・小園の3園の廃園（令和8年度末に廃園）等について示している。
課題	「尼崎市就学前教育ビジョン」に掲げる取組を推進するにあたり、本ビジョンの内容について、庁内関係部局をはじめ、関係団体や市民等の理解が必要である。
令和6年度の取組方針（新規・拡充等）	「尼崎市就学前教育ビジョン」の内容について、より多くの人に理解してもらうことを目的に、各地区・各市立幼稚園等での説明会の開催や周知を丁寧に行う。また、引き続き廃園幼稚園付近に居住する方が、公私の幼稚園等に入園しやすい環境を整備するための手法について検討を行う。

施策1  
地域コミュニティ・学び

施策2  
人権尊重・多文化共生

施策3  
学校教育

## ◆市立幼稚園一時預かり事業 <主担当課：就学前教育課>

<施策評価との関係>

目的	全ての市立幼稚園で、教育課程に係る教育時間終了後などの時間帯に、保護者から希望がある園児の一時預かりを行うことにより、働きながら子育てする家庭等を支援する。
取組・成果	全市立幼稚園で長期休業日を含めた通年による一時預かりを実施することにより、働きながら子育てする家庭等を支援した。なお、延べ利用者数は、令和3年度は10,154人、令和4年度は13,330人、令和5年度は13,653人であった。（令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大期間において、保育の必要性がある園児に限定し実施。）
課題	令和8年度の事業拡充後（公立保育所の開所時間に合わせる）に、特別な支援が必要な子どもを含め一時預かり事業を利用する利用者が増加することが見込まれるため、職員の確保や適正な支援体制の構築が必要になる。
令和6年度の取組方針（新規・拡充等）	令和8年度の事業拡充に向けて、市立幼稚園職員と意見交換等を行いながら、事業を円滑に実施するための方策を検討する。

施策1  
地域コミュニティ・学び

施策2  
人権尊重・多文化共生

施策3  
学校教育

## ◆幼稚園教育振興事業

＜主担当課：就学前教育課＞

＜施策評価との関係＞

目的	市立幼稚園の教育内容の充実と効果・効率的な運営体制を確立するため策定した「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」に掲げる6つの柱を推進するもの。
取組・成果	幼保小接続カリキュラム実践校園所を2カ所から4カ所に増やし、スタートカリキュラムを実施した立花・塚口・水堂小学校では、スタートカリキュラム期間中に児童が学校に登校できなかった事例はなかった。また、交流連携（幼児児童間交流、教師間連携、施設の相互利用）については、全校園所に連携先を指定した上で交流連携を依頼する等、全校園所での実施に向けた取組を進めた。さらに、特別な支援が必要な子どもの引継ぎについては、就学前教育施設から小学校へ同時期に同じ資料を使用し引継ぎを行うよう依頼をしたことで、一定小学校への円滑な受入れに資することができたと考えている。公開教育については、特別な支援が必要な子どもが多い市立幼稚園で実施（2園）するとともに、アプローチ時期に、各市立幼稚園や私立でも実施（10園）することで、参加者が実際の子どもの姿や援助方法について理解を深めた。
課題	幼保小接続に関する取組について、実施できていない校園所が存在しているため、接続期の重要性について理解を深め、さらなる実践につなげる必要がある。
令和6年度の取組方針（新規・拡充等）	「接続カリキュラム」の手法や必要性の理解を促すことで、幼保小接続カリキュラムの実践校園所を増やすとともに、引き続き全校園所での交流連携を目指す。また、アプローチ時期の公開教育については市立幼稚園のみならず、今後も引き続き私立幼稚園や市立保育所等でも実施できるよう取り組みを進める。

施策  
1  
地域コミュニティ・学び

施策  
2  
人権尊重・多文化共生

施策  
3  
学校教育

## ◆教育支援体制の充実

＜主担当課：就学前教育課＞

＜施策評価との関係＞

目的	近年、特別な支援が必要な子どもの市立幼稚園への入園希望者は増加傾向であり、支援内容も多様化している状況の中、子ども一人一人の発達の特性に応じた適切な支援等を行う為の支援体制を構築する。
取組・成果	令和5年度は、特設学級の定員5人の枠を超えて応募があった園（4園）において受入れを行い、教育支援員の配置を行ったことで、一人一人の特性に応じた支援を行い、うち2園で公開保育を行ったところ、学識経験者より支援内容について一定の評価を得た。また、令和6年度向けの特別な支援が必要な子どもの入園について、令和5年度に設置した就園検討会議の意見を踏まえ、子ども一人一人の育ちにとってどのような集団保育が望ましいのか等の検討を行い、特設学級の定員5人の枠を超えて応募があった園（1園）において、教育支援員を配置し受入れを行う等、教育支援体制の充実を図った。
課題	市立幼稚園の入園については、子どもの育ちの視点から、どのような集団保育が望ましいか等をより適正に判断する必要がある。就園検討会議をより効果的なものとするため、児童発達支援サービスや発達相談支援を担当する関係部局等との連携強化が必要である。
令和6年度の取組方針（新規・拡充等）	どのような集団保育が望ましいか等を判断する際は、就園検討会議を活用しながら、保護者の理解を得られるように適正な判断に努めるとともに、引き続き特設学級の定員5人の枠を超えて応募がある園においても、教育支援員を配置することにより受入れを行う等、支援体制の充実に向けて検討を行う。また、私立幼稚園等においても特別支援教育が充実できるよう、市立幼稚園のノウハウ等を共有する。

施策  
1  
地域コミュニティ・学び

施策  
2  
人権尊重・多文化共生

施策  
3  
学校教育

(このページは白紙です)

## 2 義務教育 — 確かな学力の保証・自己肯定感の醸成 —

### ◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 多様性を受容し、思いやりに満ちた人間関係が構築でき、社会と積極的に関わることができる、豊かな心の育成を目指します。
- ・ 全国学力・学習状況調査結果のほか、本市独自の取組である、あまっ子ステップ・アップ調査や尼崎市学びと育ち研究所の研究の結果を踏まえ、本市教育の傾向などを分析し、「尼崎市版 授業改善の視点」を絶えず見直すなど、指導力の向上を図り、確かな学力の保証を目指します。
- ・ 学力・体力向上の面では、全国平均や他者との比較だけでなく、児童生徒一人ひとりの成長に着目し、自己肯定感<sup>i</sup>の醸成、困難な課題に対しても、チャレンジできる力の育成を目指します。

### ◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 「授業改善・学力保証推進チーム」による指導・助言サイクルの継続実施を踏まえた「尼崎市版 授業改善の視点」のバージョンアップ
- ・ 自己肯定感や未来に向かうモチベーションを育むため、キャリア教育の充実やきめ細かなステップでの評価機会の設定などをまとめた「中学校版学力向上の手引き」の作成
- ・ 基礎学力向上等を目的とした短時間学習における定期的な定着度の確認の実施
- ・ 新学習指導要領への対応に向けた、ALT<sup>ii</sup>の配置、英語コミュニケーション力調査導入など、外国語教育環境の整備
- ・ 児童生徒の体力・運動能力の実態を的確に掴むため、全小・中学校での新体力テストの実施
- ・ 児童生徒や教員への体力・運動能力向上に向けた指導を行う運動指導員の全小学校への派遣
- ・ 各種教育施策の成果と課題を踏まえ、限られた授業時間数の中での、より効果的なカリキュラムへの見直し



### ◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 学力・生活実態調査やあまっ子ステップ・アップ調査の結果の分析、これらと連携した尼崎市学びと育ち研究所における研究を踏まえた、「知・徳・体」のバランスのとれた施策の実施
- ・ 児童生徒個々人の習熟度にあった課題の出題などができるデジタル教材の活用
- ・ 本市の児童生徒の状況や先進自治体の取組を踏まえた、さらなる外国語教育の充実
- ・ 学校教育のすべての機会ですべての実施可能な体力向上の取組をまとめた「(仮称)あまっ子体力向上プラン」の策定など、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けた取組(運動ドリル、種目別ウォーミングアップ、伸ばしたい力別運動など)
- ・ 民間教育事業者との連携など、実験的に導入した新しい教育手法の特徴や成果と課題を踏まえた教育施策の展開

i 自分に対する肯定的な意識のことで、日本の子ども達の自己肯定感は諸外国に比べ低い状況にあります。

ii 外国語指導助手。Assistant Language Teacher の略。

## ◆確かな学力の保証（小学校）

＜担当当課：学校教育課＞

＜施策評価との関係＞

目的	基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得や、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組を推進する。
取組・成果	個々のつまづきを早期に発見・解消するため、学習支援員の配置や多層指導モデルMIMの実施、デジタル学習支援ドリルの活用等により基礎学力の定着を図った。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現のため、指導主事によるチーム訪問や授業づくりハンドブックをもととした指導助言、フィードバック資料の作成に取り組んだ。令和5年度の「あまっ子ステップ・アップ調査」では、国語・算数ともにD層の割合が25%以下の学年が多い。
課題	令和5年度の「あまっ子ステップ・アップ調査」で、D層は全教科平均で22.8%と、令和4年度とほぼ同じであった。また、主体的・対話的で深い学びに関する項目について肯定的な回答をした児童生徒の割合は、全国平均を△4.1%下回った。調査結果のフィードバックを通じて個に応じた指導の一層の充実を図る等、D層の割合減少に向けた取組が必要である。
令和6年度の取組方針（新規・拡充等）	これまでの取組を継続して行うことで、基礎学力の定着・授業の質的改善の両面から学校を支援していく。また、デジタルドリルの積極的な活用により、個別最適な学びを実現する。さらに「主体的・対話的で深い学び」につながる授業力向上を推進するため、講師招へいに係る報償費と先進校等で実施される研究大会への参加費を支援する。

施策1  
地域コミュニティ・学び

施策2  
人権尊重・多文化共生

施策3  
学校教育

## ◆確かな学力の保証（中学校）

＜担当当課：学校教育課＞

＜施策評価との関係＞

目的	基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得や、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組を推進する。
取組・成果	個々のつまづきを早期に発見・解消するため、学習支援員の配置やデジタル学習支援ドリルの活用等により基礎学力の定着を図った。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現のため、指導主事によるチーム訪問や授業づくりハンドブックをもとに指導助言、フィードバック資料の作成に取り組んだ。「あまっ子ステップ・アップ調査」では、国語・数学・英語ともにD層の割合が25%以下の学年が多い。
課題	令和5年度「あまっ子ステップ・アップ調査」で、D層は全教科平均で22.8%と、令和4年度とほぼ同じであった。また、主体的・対話的で深い学びに関する項目について肯定的な回答をした児童生徒の割合は、全国平均を△13.5%下回った。調査結果のフィードバックを通じて個に応じた指導の一層の充実を図る等、D層の割合減少に向けた取組が必要である。
令和6年度の取組方針（新規・拡充等）	全体教科研究において、統一した指導案様式の活用や、指導主事の積極的な関わりにより、各教科研究会の活性化を図る。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現のため、授業づくりハンドブックをもととした指導助言、フィードバック資料の充実に取り組む。さらに、デジタルドリルの積極的な活用により、個別最適な学びを実現する。

施策1  
地域コミュニティ・学び

施策2  
人権尊重・多文化共生

施策3  
学校教育

## ◆授業力向上支援事業 < 主担当課：学校教育課 >

< 施策評価との関係 >

目的	基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決する思考力・判断力・表現力等を養い、全ての学校において、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業力向上を図る。
取組・成果	これまでの指導主事による学校訪問に加え、授業づくりハンドブック「よりよい授業をめざして」の活用に向けた研修会の実施や、積極的な校内研究授業への関わりとフィードバック資料作成等に取り組んだ。その結果、指導案作成時からハンドブックを意識する等教職員の意識が高まってきている。また、各校における講師招へいに係る経費や研究大会への参加費、先進校視察に係る経費等を支援し、先進的な取組を研究し、授業力の向上に取り組んだ。
課題	令和5年度の「あまっ子ステップ・アップ調査」における「主体的・対話的で深い学び」に関する項目において、肯定的な回答をした児童生徒の割合は、全国と比較すると小学校△4.1%、中学校△13.5%と令和4年度より低くなった（令和4年度：小学校△1.7%、中学校△5.2%）。ICT環境を最大限活用する等「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業力向上が一層必要になる。
令和6年度の取組方針（新規・拡充等）	校内研究授業や中学校全体教科研究会において、指導主事が指導案作成時から積極的に関わる体制を整備する。また授業者が作成した指導案と、指導主事が作成したフィードバック資料を合わせた授業実践例を作成・保存するとともに、ハンドブックの内容の充実を図る。さらに令和5年度に実施した「校内研究・研修の計画的な実施」に向けた研修会の検証等、継続・発展した研修会を実施し、各校の校内研究の充実を図る。加えて、講師招へいに係る報償費と研究大会への参加費を各校に支援し、より一層「主体的・対話的で深い学び」につながる授業力向上を進めていく。



## ◆社会力育成事業 < 主担当課：学校教育課 >

< 施策評価との関係 >

目的	規範意識やコミュニケーション力の低下、地域のつながりや人間関係の希薄化など、児童生徒の社会性に関する課題が多く存在する。そうしたことから、中学校においては集団活動や自治活動を通じて自分たちの住む町である尼崎への誇りと愛着を育み、社会力の向上を図る。
取組・成果	市立中学校の生徒会執行部を対象とした夏季研修会を実施した。生涯、学習！推進課と連携したカードゲーム「ATTF2」を通じて他校生徒と交流する中で、自分の学校や地域の特徴・課題について主体的・実践的に考えることができた。
課題	規範意識やコミュニケーション力の低下、地域のつながりや人間関係の希薄化など、児童生徒の社会性に関する課題が多く存在しているため、集団活動や生徒会活動等を通して、社会力の育成を図る必要がある。
令和6年度の取組方針（新規・拡充等）	自分たちの住む町に愛着を持ち、社会性を高めていくため、中学校においては、引き続き夏季研修会を実施することで生徒会を中心とした生徒の自治活動を支援していく。



## ◆他者とつながる学校づくり <主担当課：学校教育課>

<施策評価との関係>

目的	児童生徒が自分自身をかけがえのない存在だと考え、自他の生命や人格を尊重する心を育むとともに、法やきまりの意義を理解し遵守する規範意識の育成に重点を置いた「こころの教育推進事業」を中心とし、学校教育全体を通じて人権教育の推進及び充実を図る。
取組・成果	人権意識や道徳心の向上を図るため、全ての学校で「生命を尊重する心」「規範意識」「人権教育の推進」の中から自校の課題を捉えたテーマを選択し、児童生徒及び保護者・地域に向けた講演会を年1回以上実施したほか、初任者教員への必修研修や全教職員対象の研修及び啓発を行い、LGBTやデートDV等、人権教育を基盤とした性教育の推進にも取り組んだ。そのような中、「生命を尊重する心」の育成をテーマとする講演会の受講により、「相手を思いやる気持ちが大事であることを知り、行動変容しようと思う」という生徒の感想や、「他人事だと思っていた戦争と平和の問題を身近に感じた」など、生徒たちが主体的に「平和と人権」をとらえてくれる契機となった。
課題	経年比較をすると、テーマや講師に偏りが見られる学校もあることから、幅広い視野を持つて様々な人権課題について啓発を行い、人権教育の推進を図ることが必要である。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	「生命を尊重する心」「規範意識」「人権教育の推進」については引き続き学習を進めるとともに、中学校においては、在籍3年間で「予期せぬ妊娠」「デートDV」「LGBT」の3つのテーマ全てを授業等で必ず学べるようにするとした最終年度で、実施状況の確認を行う。

施策1  
地域コミュニティ・学び

施策2  
人権尊重・多文化共生

施策3  
学校教育

## ◆英語教育推進事業 <主担当課：学校教育課>

目的	ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材の協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、4技能5領域をバランスよく高めるための指導の工夫を行い、コミュニケーション中心の授業を推進するため、教員研修を実施しながら、将来国際社会で活躍できる英語力を育成する。
取組・成果	全ての小・中・高・特別支援学校に外国人外国語指導助手（ALT）を、小学5～6年生の全クラスに外国語活動指導補助員（JTE）を派遣・配置した。教員研修も引き続き実施し、教員のさらなる授業改善に取り組んだ。令和5年度「あまっ子ステップ・アップ調査」では、「英語の授業が楽しい」と答えた小・中学生の割合が75.7%、文部科学省調査の「生徒の英語を用いた言語活動」の割合が中・高等学校で37.8%と、前年度より微増した。
課題	令和2年度から現行の学習指導要領が実施され、小学5～6年生で英語が教科化されたことに伴い、小学校での英語授業を支援するため、ALTを1か月のうち小学校へ3週間、中学校へ1週間、派遣しているが、複数の中学校から「派遣回数を増やしてほしい」という要望があった。教科化から4年が経過する中、ALTの派遣方法について検討が必要である。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	引き続きALT・JTEを全校へ派遣するとともに、教員研修も実施していく。特に、小学校においては、教科書改訂により、教員用デジタル教科書（外国語）を全小学校に配備することから、その効果的な活用等についての研修を実施し、指導力の向上を図る。

施策1  
地域コミュニティ・学び

施策2  
人権尊重・多文化共生

施策3  
学校教育

## ◆あまっ子ステップ・アップ調査 <主担当課：学校教育課>

<施策評価との関係>

目的	児童生徒の学力と生活実態の状況を把握し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させるとともに、教育活動に関する継続的な検証改善サイクルを確立するため、小1～中2を対象に学力調査と生活実態調査を実施する。また、研究部会を設け、調査結果を踏まえた取組を全ての小・中学校で展開し学力向上を図る。
取組・成果	学校教育課では、「あまっ子ステップ・アップ調査」結果分析システム活用研修をオンデマンドで実施し、学び支援課では、「エビデンスに基づく教育実践研究部会」で調査結果の活用を図った。令和5年度の小学校の四層分析では、全学年全教科において四層中、A層の割合が一番高かった。年度内に各校で今年度の振り返りと来年度の取組の方向性を検討したり、児童生徒が、自身の伸びやつまづきに着目した活用ができるよう、年度内に個人票及び調査結果に基づいた復習プリントを配布する等の取組を推進した。
課題	学年や学級まで細かく分析し、結果を校内で共有して次年度へ引き継ぐ等、効果的な検証改善サイクルの確立を今後もより一層徹底していく必要がある。さらに、中学校においては、引き続き、教科による結果のばらつきが見られたため、教科ごとに授業改善を推進していくことが課題である。
令和6年度 の取組方針 (新規・拡充等)	児童生徒一人ひとりの伸びやつまづきに着目したり、校内研究等の授業力向上の取組に活用したりと、各校調査結果を有効に使えるよう支援していく。また、中学校においては、市内教科研究会等に働きかけることで、教科ごとの結果やその分析を踏まえた授業改善を図る。



## ◆地域部活動の推進 <主担当課：スポーツ推進課>

<施策評価との関係>

目的	市立中学校の生徒が、将来に渡ってスポーツ、文化・芸術活動に親しむ機会を確保するため、「地域クラブ活動」の取組を推進する。
取組・成果	地域クラブ活動の推進を図るため、3校の13運動部・1文化部における休日の活動を、スポーツ振興事業団をはじめ、体育協会や大学等、多様な主体と連携しながら学校管理外の活動として実施し、今後の課題の洗い出しを行った。
課題	取組を一層進めるためには、民間や地域団体等による地域クラブ（民間型地域クラブ）の設置・活動支援や、平日と休日の一体的な地域移行の実施、官民一体となって取り組むための実施体制の整備等が必要である。学校部活動に対する教員や保護者の考え方は様々であることから、各主体が一丸となって取組を進めていくために、周知や理解を得ていくことが必要である。
令和6年度 の取組方針 (新規・拡充等)	令和5年度にモデル校となった3校を重点取組校として、平日を含む移行等を行う。また、民間による運営主体の設置を目指し、社会体育施設の活用も含めて、尼崎市スポーツ振興事業団と共に検討を行う。さらに、指導者の確保や受益者負担の検討に向けて、移行後も指導を希望する教員の総量や、現在の各部活動の活動経費の把握等を行う。取組を進めるに当たっては、協議会に参画する多様な主体の意見も聴きながら、丁寧に進める。



## ◆部活動指導員の配置 <主担当課：保健体育課>

<施策評価との関係>

目的	中学校の部活動を指導する部活動指導員を配置することにより、部活動指導体制の充実を推進し、教員の負担軽減を図るとともに、国が推進する部活動の地域移行に向けた指導者確保につなげる。
取組・成果	令和5年度は部活動指導員を中学校に10人配置したことにより、顧問の教員の負担軽減につなげることができた。また、学校からは、「専門的な技術指導を有しているだけではなく練習中も常に生徒に寄り添った行動がとれており今後も必要な人材である」「教職員の業務改善が急務である学校として大変助かっている」との声があった。
課題	配置校における教員の効果を踏まえ、未配置校にも配置できるように増員するため、予算と適切な人員の確保に向けた取組を進める必要がある。
令和6年度 の取組方針 (新規・拡充等)	さらなる教員の負担軽減を図るために、部活動指導員を3人増員(10人→13人)する。また、将来的には部活動指導員が地域の指導者として役割を担うことにより、生徒の運動機会の拡充・充実を目指す。

施策1  
地域コミュニティ・学び

施策2  
人権尊重・多文化共生

施策3  
学校教育

## ◆学校プール授業のあり方検討 <主担当課：保健体育課>

<施策評価との関係>

目的	学校プール授業において、児童の泳力向上、水泳授業に関連する業務改善等を図るため、民間委託も含めプール授業の在り方について検討していく。
取組・成果	先進校(加古川市)への視察を行い、その中で自校(学校)方式でのメリット(個に応じた指導ができるなど)デメリット(熱中症や維持管理等)、民間施設でのメリット(専門的な泳力指導など)デメリット(移動の時間や移動時の安全面や民間施設閉鎖のリスクなど)の課題整理に取り組んだ。
課題	現在の民間施設数での全校実施は困難であり、児童生徒の評価基準や指導内容の作成に伴い民間事業者との打ち合わせ時間や指導者数の確保が必要である。また、民間施設が閉鎖した場合の対応や特別支援学級の児童への対応などの課題がある。
令和6年度 の取組方針 (新規・拡充等)	先進校(令和5年度は加古川市)の取組みを把握のうえ、尼崎市の実情を踏まえ、令和7年度に向けてモデル校での実施に向けた準備・検討を行う。

施策1  
地域コミュニティ・学び

施策2  
人権尊重・多文化共生

施策3  
学校教育

## ◆多文化共生支援事業 <主担当課：学校教育課>

<施策評価との関係>

目的	日本語指導を必要とし、言語の障壁による心のケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校・園に、母語を理解できる多文化共生支援員を派遣し、学習面・生活面での指導や保護者への通訳など、多文化共生の教育に取り組む学校・園の教育活動を支援する。
取組・成果	学校や関係課と連携し、年度途中の来日者や転入者を含む日本語指導が必要な幼児児童生徒の就学状況を共有しながら、県の子ども多文化共生サポーターや市の多文化共生支援員を派遣し、生活面や学習面の支援を行うことで学校生活での心の安定を図ることができた。
課題	令和4年度から、ネパールから来日する児童生徒が増加傾向にある。一方、ネパール語を理解できるサポーター及び支援員の確保が県・市ともに難航しており、登校開始日に派遣できないことがあった。また、全国的な外国人の受入促進に伴い、日本での就労を目的とした外国籍住民が年々増加しており、それに伴い外国籍児童・生徒等も増加してきている。そのため、今後、ネパールだけでなく様々な国からの来日者の増加が想定されることから、支援員の確保等の体制整備を行う必要がある。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	日本語指導が必要な児童生徒の就学状況について、引き続き学校や関係課と共有するとともに、支援員の確保等、支援の迅速化と充実を図る。また、来日7ヵ月以降の児童生徒については、引き続き県の子ども多文化共生サポーターと市の多文化共生支援員をあわせて派遣する。

施策1  
地域コミュニティ・学び

施策2  
人権尊重・多文化共生

施策3  
学校教育

## ◆体力・運動能力の向上 <主担当課：保健体育課>

<施策評価との関係>

目的	学校、家庭、地域、行政が連携・協力して、小・中学生の体力向上に取り組み、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続していこうとする資質能力の育成を目指す。
取組・成果	運動指導員を昨年度より多く派遣したことにより、効果的な準備運動等の機会を児童に伝えることができた。また、なわとびカードや運動例を小学校に配布したことにより「運動の意欲が高まった」割合が68%という結果になった。小中連携の実技研修会を行い教員の指導力向上、授業の活性化につながり、令和5年度は、小学校5年生女子の新体力テスト合計点が兵庫県平均を上回ることができた。(市合計点 52.97pt 県合計 52.46pt)
課題	「あまっ子体力向上プラン」にある体力向上の取組を各校で実施したことで、小・中学校において、持久力の改善はみられたが、兵庫県平均を下回っている(小5男子:市 44.98回、県 45.64回、中2男子市平均 416.43秒、県 403.61秒、中2女子:市平均 318.22秒、県 303.29秒)ことから、あまっ子なわとびチャレンジやリズムジャンプといった児童生徒の持久力を高める取組を継続して進める必要がある。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	運動指導員の派遣の充実を図るとともに、児童生徒の持久力を高める取組を継続して推進する。また、休み時間や放課後に取り組みする運動例を小学校に配布し、児童の運動への意欲の向上につなげる。小・中学校で体育科指導についての連携・研修の充実を図り教員の指導力向上を目指す。

施策1  
地域コミュニティ・学び

施策2  
人権尊重・多文化共生

施策3  
学校教育

(このページは白紙です)

### 3 高等学校教育 —市立3校の特色化・これからの社会で求められる力の育成—

#### ◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 市立の高等学校として求められる役割、市立高等学校3校のそれぞれの特色、普通科、体育科、ものづくり機械科、電気情報科、商業学科それぞれの特徴を踏まえた、高等学校教育の一層の充実を目指します。
- ・ 私たちを取り巻く社会経済が大きな変革を迎える中、これから社会に出る生徒が新たな時代を豊かに生き抜くことができるよう、これからの社会において共通して求められる、自ら考え、判断し、表現する力を育む高等学校教育を目指します。

#### ◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 普通教室へのネットワーク環境構築による、高等学校教育の情報化の推進
- ・ 市立の高等学校として、より一層地域社会と連携したカリキュラムの推進や、地域社会を担う人材の創出を目指した取組の推進
- ・ 特別な支援を要する生徒が、学習、生活上の困難を克服し、卒業後の経済的自立などにつなげられるよう、市立琴ノ浦高等学校において通級指導を実施
- ・ 一層の実践的英会話能力の向上を図るため、海外語学研修の実施内容の改善

#### ◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 生徒、保護者、社会などの教育ニーズを踏まえた、市立高等学校3校のさらなる特色化の推進
- ・ 中学校・高等学校の生徒や教員間における連携した取組の実施



## ◆尼崎高等学校特色づくり推進事業 < 主担当課：高校教育課 >

< 施策評価との関係 >

目的	学力向上や進学率向上に向けた学習指導や課題解決型学習を行うことで、これからの「生きる力」を育むとともに、体育科専門科目改編の推進や地域に開かれた学校づくり等の市尼改革に取り組み、尼崎高等学校の特色化・魅力化を推進する。
取組・成果	普通科の国際総合類型で入学した1年生に対して民間事業者による英語の教育プログラムを実施する等、市尼の特色化・魅力化を図った。また、大阪体育大学等の講師による特別講座や測定機器等の活用を通し、スポーツを科学的視点で学び、その学びを卒業論文に活かした。市尼フェスタの実施のほか、大阪府立桜宮高校との合同卒業論文発表会や部活動定期戦等、地域に開かれた学校づくりを進めた。
課題	スクール・ミッション及びスクール・ポリシーに基づきながら学校が主体となって、地域に開かれた学校づくりや市尼の特色化・魅力化を推進し、地域に愛され、中学生から選ばれる学校となるよう取り組む必要がある。
令和6年度 の取組方針 (新規・拡充等)	今後も学校が主体となって地域に開かれた学校づくりや特色化・魅力化に取り組み、地域に愛され、中学生から選ばれる学校となるよう支援する。普通科改革の一環として国際総合類型で入学した1年生のほか、進級した2年生に対しても民間事業者による英語の教育プログラムを実施するとともに、理系の2年生に対して新たに同志社大学との連携による課題解決型学習を進めていく。

施策1  
地域コミュニティ・学び

施策2  
人権尊重・多文化共生

施策3  
学校教育

## ◆尼崎双星高等学校特色づくり推進事業 < 主担当課：高校教育課 >

< 施策評価との関係 >

目的	音楽類型における専門の講師を招いた技術指導や専門学科における各種技能検定試験に向けた実践的な指導、また課題解決型学習やSTEAM教育を行うことで、これからの「生きる力」を育むとともに、地域に開かれた学校づくりに取り組み、尼崎双星高等学校の特色化・魅力化を推進する。
取組・成果	商業科においては6社の企業と連携した「課題研究」授業を実施し、普通科においては地域の大学や2社の企業と連携し、小学校への出前授業を実施する等、特色あるプログラミング教育を実施した。また、電気情報科や課外活動において模擬人工衛星の製作・研究を通じた教科横断的なSTEAM教育を推進した。これらの成果及びノウハウを活かして小学校や中学校との連携事業を行い、異校種間連携を図った。
課題	スクール・ミッション及びスクール・ポリシーに基づきながら専門学科や普通科の特色化・魅力化を推進し、地域に愛され、中学生から選ばれる学校となるよう取り組む必要がある。また、専門学科を有する学校の強みを活かした更なる事業展開やSTEAM教育に係る取組の推進を図る必要がある。
令和6年度 の取組方針 (新規・拡充等)	今後も民間企業や地域の大学等の協力のもと、特色あるプログラミング教育を実施するとともに、模擬人工衛星の製作・研究を通じた教科横断的なSTEAM教育を推進し、その成果やノウハウを活かして小学校等との異校種間連携や地域に開かれた学校づくりを進める。

施策1  
地域コミュニティ・学び

施策2  
人権尊重・多文化共生

施策3  
学校教育

## ◆琴ノ浦高等学校特色づくり推進事業 〈主担当課：高校教育課〉

〈施策評価との関係〉

目的	自立支援事業や技術力向上事業、地域貢献事業を通じて基礎学力の定着や技術力の向上、地域との交流等を図り、また課題解決型学習等を行うことでこれからの「生きる力」を育むとともに、地域に開かれた学校づくりに取り組み、琴ノ浦高等学校の特色化・魅力化を推進する。
取組・成果	スタディーサポート事業やメンタルサポート事業等を通じて、きめ細やかな学習指導や個に応じた教育・サポートを実施した。また、地元企業と連携した職業体験や尼崎商工会議所と連携した商品の企画・販売を行い、生徒の社会力育成や自立支援を図るとともに地域に開かれた学校づくりを進めた。
課題	スクール・ミッション及びスクール・ポリシーに基づきながら地域に開かれた学校づくりや琴ノ浦の特色化・魅力化を推進するほか、きめ細やかな学習支援や個に応じた教育・サポートを通じて誰一人取り残さない高校教育に取り組む。
令和6年度 の取組方針 (新規・拡充等)	今後も生徒の特性や状況に応じたきめ細やかな学習支援や個に応じた教育・サポートを行うとともに、地元企業や商工会議所の協力を得ながら、生徒の社会力育成や自立支援を図り、地域に開かれた学校づくりを進める。

施策  
1  
地域コミュニティ・学び

施策  
2  
人権尊重・多文化共生

施策  
3  
学校教育

(このページは白紙です)

## 4 豊かな心の育成、いじめ防止 —他人の気持ちが分かる児童生徒の育成・いじめを予防、対処できる教育の実施—

### ◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 多様性を受容し、相手の気持ちになって考えることができる、他人の気持ちが分かる児童生徒の育成を目指します。
- ・ いじめはどこでも起こるものとして、未然防止や早期発見・早期対応できる教育、児童生徒自身も傍観者ではなく仲裁者になることができる力の育成を目指します。
- ・ 互いの考えを出し合える児童生徒の関係の構築、意見を言う力と聞く力の育成を目指します。
- ・ いじめの「重大事態」に該当するような深刻ないじめ等が発生した場合に、被害者に寄り添った丁寧かつ適切な対応ができるよう、学校園及び教育委員会の体制を整えます。

### ◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 専門的知識を有する支援員による出前授業の実施から児童生徒による主体的なスマホルール作りの導入へ繋げるなど、情報モラル教育の一層の充実に向けた取組の実施
- ・ 自殺予防教育プログラム「GRIP」のモデル実施の成果と課題を踏まえた実施校数の順次拡大

### ◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 様々な生徒指導上の課題に迅速かつきめ細かに対応するため、業務の再整理などによる生徒指導体制の強化の検討

## ◆尼崎歴史探検（AMATAN）事業 ＜主担当課：学校教育課＞

＜施策評価との関係＞

目的	規範意識やコミュニケーション力の低下、地域のつながりや人間関係の希薄化など、児童生徒の社会性に関する課題が多く存在する。そうしたことから、小学校においては校外学習等を通じて自分たちの住む町である尼崎への誇りと愛着を育み、社会力の向上を図る。
取組・成果	地域への関心を高め、主体的に地域と関わる態度の育成につながることを目的とした事業を成案化した。
課題	学校において、尼崎の歴史を学べる尼崎城や歴史博物館等があるが、校外学習費について保護者負担の観点から捻出が難しい状況である。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	尼崎城や歴史博物館への交通手段として貸切バスを確保し、借上げ料等を公費負担し、尼崎城と歴史博物館を見学することで、尼崎市の歴史を学び、自分たちの住む町である尼崎への誇りと愛着を育む。



## ◆いじめ対応について ＜主担当課：いじめ防止生徒指導担当＞

＜施策評価との関係＞

目的	中学女子生徒の自死事案に対し、第三者委員会から再発防止策の提言を受け、再発防止策に取り組んでいる。また、市立高等学校いじめ重大事態での提言を受け、各学校においては、いじめ対応の理解を深め、児童生徒が過ごしやすい学校づくりを目指す。
取組・成果	いじめ防止生徒指導担当指導主事が学校訪問を年2回行い、各校の取組状況の確認や指導助言を行った。学校訪問時、全教職員を対象とした職員研修を行ったことにより、教員のいじめに関する感度も向上し、1人の教員で抱え込まず、校内いじめ対策委員会に報告することで、初期対応から組織的に取り組めるようになった。いじめの認知件数も198件増加し、早期発見、早期対応につながった。
課題	いじめ対応については、情報共有を含め組織的に対応できていない学校や、統一アンケートの結果が積極的ないじめ認知に繋がっていないなど、十分な対応ができていない学校も一部ある。また、いじめ認知後の対応が不十分である場合もあり、今後も継続した研修等の取組が必要である。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	令和6年度の市立高等学校のいじめ重大事態の答申内容を踏まえた研修を実施する。様々な層の教職員を対象とした研修や指導主事による学校訪問の際の研修では、具体例を出しながら、いじめに関する教職員の認知力、対応力の向上を目指す。また、スクールロイヤーを設置し、第三者的立場又は、学校や教育委員会の立場として、子どもの最善の利益の為、法的根拠をもって、学校への指導助言や直接保護者等とやり取りをし、速やかな問題解決につなげていく。



## ◆情報モラル向上支援事業 <主担当課：いじめ防止生徒指導担当>

<施策評価との関係>

目的	スマホ等 SNS 機器を利用したネットいじめ等の未然防止にむけた対応が急務となっている。児童生徒自らがスマホ等の使い方について考える機会を持つことにより、主体的にルールを考え、節度あるスマホ等の使い方を浸透させる。
取組・成果	小学校 38 校、中学校 11 校、高校 3 校において、支援員による出前授業を実施した。また、スマホルールについては令和 5 年度に小学校 10 校、中学校 5 校、高校 2 校が新たに作成し、市立学校におけるスマホルールの作成率が 70%に向上した（令和 4 年度：59%）。中には、児童会や生徒会でスマホルールの案を作り、全校生の投票で決定した学校もあり、「児童生徒が主体的にルールを定める」という本事業の目的に合致した好事例も見られた。
課題	児童生徒のスマホ所持率の増加とともに、スマホを介したトラブルやネットいじめも増加傾向にあることから、ルールが未作成の学校に今後も取り組みを継続するよう指導し、児童生徒自身がスマホやタブレットの取扱いに関して主体的にルールを考え、事案を未然に防ぐことが必要である。
令和 6 年度の取組方針 (新規・拡充等)	情報モラルの向上を図るため、引き続き市立小・中・高等学校に支援員を派遣し、出前授業を実施する。また、希望校を募りスマホサミットを実施することで、校種の枠を超え児童生徒が主体的にスマホルールやネットの活用について考える機会を設ける。また、作成したルールについて意見を募り改善に向けて取り組む。

施策 1  
地域コミュニティ・学び

施策 2  
人権尊重・多文化共生

施策 3  
学校教育

## ◆学校支援専門家派遣事業 <主担当課：いじめ防止生徒指導担当>

<施策評価との関係>

目的	学校が抱える問題が複雑化・深刻化することにより、これまでの学校の対応では困難で、かつ緊急性が高い状況が見られることから、より高い専門的支援や助言を行うことにより、学校が自信を持って対応し、問題の早期解決を図ることを目指す。
取組・成果	法曹分野では、学校だけでは対応に苦慮する事案について、法的な根拠をもとに助言を頂き、学校は自信を持って対応できた。医療分野では専門家を 1 名増員し、発達に特性のある児童生徒の対応についての助言を得て、各学校の実践に活かした。教育分野では、自殺予防教育に取り組むための助言を得た。
課題	保護者の多様な要求に対して、学校が対応を苦慮する事案が増加傾向にある。不登校傾向や希死念慮を持つ児童生徒への対応についても、専門家からのより細やかな対応に関する助言が必要であり、今後も学校が活用できる体制づくりが必要である。
令和 6 年度の取組方針 (新規・拡充等)	教職員が児童生徒にきめ細やかな支援や指導を行うため、学校との連携を強化し専門家からの助言を積極的に取り入れられるようにする。各学校の課題に応じて、専門家によるいじめ対応や生徒理解、カウンセリングマインド等の助言や校内研修等での活用を推進する。

施策 1  
地域コミュニティ・学び

施策 2  
人権尊重・多文化共生

施策 3  
学校教育

◆校則見直しについて <主担当課：いじめ防止生徒指導担当>

<施策評価との関係>

<p>目的</p>	<p>校則は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものとなっているか、児童生徒の人権に十分に配慮されているか等、絶えず積極的に見直していく必要がある。また、校則の見直しに児童生徒が主体的に参加し、自分の意見にも価値があると思えたり、自分自身や自分の通う学校に自信や誇りをもてるようにする。</p>
<p>取組・成果</p>	<p>令和4年の文部科学省の生徒指導提要の改正を受けて、「校則の見直しに関するガイドライン」を策定した。校長会や生徒指導担当者等において、生徒主体や、生徒と教員が議論をおこなっている事例等を共有し、校則の見直しがより積極的に進むよう取り組んだ。また、各校の校則が必要かつ合理的であるかどうかの視点で見直しが行えるよう取り組んでいる。また、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、校則の意義を適切に説明できないようなものについては、現状に合う内容に変更する必要がないか、本当に必要なものか、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、影響を受けている児童生徒がいないか等、一定、検証・見直しを図ることができた。全ての中学校で校則の見直しが毎年行われており、各学校のホームページに掲載されている。</p>
<p>課題</p>	<p>校則については、絶えず見直しを行うことが求められていることから、引き続き、ガイドラインの趣旨に基づいた見直しに取り組む必要がある。</p>
<p>令和6年度 の取組方針 (新規・拡充等)</p>	<p>校則が児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくためのものとなっているか検証・見直しを図ることが重要であるため、ガイドラインに基づき、以下3つの観点から校則の見直しに引き続き取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①児童生徒等が、校則の見直し過程に参画できるような仕組みを構築する。</li> <li>②必要かつ合理的な範囲内で学校や地域の実情に合わせて制定する。</li> <li>③校則（学校の決まり等）を公表する。</li> </ul>

施策  
1  
地域コミュニティ・学び

施策  
2  
人権尊重・多文化共生

施策  
3  
学校教育

## 5 不登校対策 — 児童生徒一人ひとりに寄り添った教育 —

### ◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 人権意識や多様性が確保された学校環境を創ることにより、不登校にならないようにするための学校づくりを進めるとともに、不登校児童生徒の学校外の居場所、学習環境の確保や親への支援など、支援の充実を目指します。
- ・ 児童生徒が抱える困難は、内容も程度も様々であることから、それぞれのニーズに応えることができる支援策を講じ、児童生徒一人ひとりに寄り添った教育の実現を目指します。

### ◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 福祉的観点からの支援の充実を踏まえたスクールソーシャルワーカーの増員
- ・ 子どもの育ち支援センターや地域の居場所など、福祉分野との一層の連携による、不登校児童生徒やその保護者に対する支援の充実

### ◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 不登校児童生徒それぞれのニーズに応じた、特色ある「教育支援室」の増設



## ◆学びの多様化学校設置準備事業

＜主担当課：学びの多様化学校設置準備担当＞

＜施策評価との関係＞

目的	誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策・支援の一つとして、多様性を尊重する学びの場を整備するため、柔軟な教育カリキュラムの編成などが可能な「学びの多様化学校」の設置に向けた検討を進める。また、本市の不登校対策・支援と学びの多様化を推進するためのフラッグシップ校と位置付け、その取組・成果を学校現場などに展開し、個に寄り添った児童生徒への支援充実を図るための研究に取り組む。
取組・成果	学びの多様化学校調査研究として、先進校視察及び有識者への意見聴取を行い、尼崎市における学びの多様化学校設置基本方針（素案）の作成を行った。
課題	尼崎市における学びの多様化学校設置基本方針に基づき、学校の核となる教育課程の編成、配置する人材の育成、学びを実現できる施設環境整備等、令和8年4月の開校に向けて国等の関係機関等と調整を図りながら取り組んでいく必要がある。
令和6年度の取組方針 （新規・拡充等）	尼崎市における学びの多様化学校設置基本方針に基づき、学校施設の整備について早急に取り組んでいく。また、大学教授等の専門家による有識者会議等をはじめ、学びの多様化学校マイスターや先進校の関係者等から意見聴取を行い、教育課程の編成を行う。また、学びの多様化学校に配置する教員に必要な研修を実施し、本市の教員の不登校支援等についての専門性を高める。さらに、開校に向けて、教室備品の選定や教職員の配置、各種申請や手続き等、具体的な準備を進める。



## ◆不登校対策事業

＜主担当課：こども教育支援課＞

＜施策評価との関係＞

目的	「多様性を認められる学校づくり」を進めると同時に、多職種の専門家や関係諸機関とも連携・協働しながら、個々の児童生徒の状況に応じた支援を展開していくことで、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を目指す。
取組・成果	「不登校対策支援プラン」を各校の実情に合わせて作成し、指導主事が各校を訪問時に情報共有や助言を行い、取組の一層の充実を図った。不登校児童生徒への対策支援を、具体的・計画的・継続的に行っていくため、「不登校児童生徒支援シート」を作成し、各校での活用を促進した。本市の実情に合わせた不登校施策支援の推進について、学識経験者等から広く意見を聴取することにより、本市の不登校施策支援のさらなる充実を図った。
課題	不登校の未然防止や早期対応する視点から、集団での学びに「しんどさ」を抱える児童生徒が安心安全に過ごすことができる環境の整備が求められている。指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした民間通所施設の基準に基づいて認定したフリースクール等と教育委員会や学校の連携方法について検討する必要がある。
令和6年度の取組方針 （新規・拡充等）	校内における不登校児童生徒支援のさらなる充実を目指し、不登校傾向にある児童生徒も多く存在するため、未然防止(発達支持)の観点から、教室での学びに「しんどさ」を抱える児童生徒の居場所として「校内サポートルーム・エリア」を整備するモデル校（小学校6校・中学校8校）を選定し、その効果的な取組について情報発信するとともに、不登校支援員の支援体制及び方法について検討する。



## ◆心の教育相談事業

＜主担当課：こども教育支援課＞

＜施策評価との関係＞

目的	いじめや不登校をはじめ、複雑・多様化する子どもたちの悩みの解消を支援するため、個に応じた教育相談を実施するとともに、スクールソーシャルワーカー（SSW）を各中学校区に1名専任配置することを段階的に行っていくことで、支援が必要な子どもの早期発見・支援、課題の困難化・重大化予防を行うとともに、切れ目のない支援の充実を図る。
取組・成果	SSWが緊急の事案に対して迅速な対応を行うため、SSWの組織体制の見直し（チーフの配置、学校派遣担当の増員等）に取り組んだ。また、子どもへの切れ目のない支援を行うため、幼小中高の一貫した学校園支援体制の構築（拠点巡回型配置）に取り組んだ。
課題	SSWの増員配置が進んできているが、相談件数の増加（R2:432件 R3:657件 R4:737件）及び相談内容の困難化は続いている。SSWの業務環境の改善（デジタルデバイス等の活用）や課題への予防的な取組を増やしていく必要がある。
令和6年度の取組方針（新規・拡充等）	学校がSSWをより効果的に活用し、教育相談体制の強化が進められるよう、SSW活用ハンドブックの作成を行うとともに、学校とSSWとの連携研修を実施する。また、関係機関とより一層の連携した支援を行う。



## ◆教育支援室運営事業

＜主担当課：こども教育支援課＞

＜施策評価との関係＞

目的	学校以外の学びの場として教育支援室「ほっとすてっぷ」「サテライト教室」を運営し、不登校児童生徒の個々の状況に合わせた段階的な支援を行うことにより、不登校児童生徒の社会的自立を目指す。
取組・成果	教育支援室「ほっとすてっぷ」や「サテライト教室」の周知を図るために作成した『不登校の子ども理解・支援ハンドブック』を活用し、市政出前講座や不登校の子を持つ親の集い等の機会に、保護者に対して説明を行った。多様性を認められる学びの場を整備するため、先進事例の視察や有識者会議を行い、知見を得ることができた。
課題	多様な支援を必要とする児童生徒が増えてきていることから、教育支援室「ほっとすてっぷ」「サテライト教室」などの支援につなぐ前の丁寧なアセスメントや他機関との連携が必要である。
令和6年度の取組方針（新規・拡充等）	市内3か所ある教育支援室の互いの強みを共有し、多様な支援に備える。不登校に対する知識や「多様性の理解」を深めるため、不登校担当教員を対象に、発達課題や特別な支援が必要な子どもの理解に関する研修とともに、支援の引継ぎがスムーズに行えるように小・中連携できる機会や研修の場を設ける。



(このページは白紙です)

## 6 特別支援教育 —インクルーシブ教育システムの展開—

### ◆ 将来の目指す姿 —

- ・ 障害のある児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となる特別支援教育を目指します。
- ・ 障害のある児童生徒が十分に支援を受けられるための合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備の充実に取り組み、児童生徒の実態に応じて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場で適切な教育を受けることができる特別支援教育を目指します。

### ◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 —

- ・ インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育のあり方の検討などを行うための検討委員会の設置
- ・ 特別支援教育を推進するモデル校の設置
- ・ 特別支援教育のあり方などについて、学識経験者をはじめとする専門家によるアドバイス体制を構築

### ◆ 計画期間内に実施を目指す取組 —

- ・ 検討委員会での検討内容やモデル校での取組の成果を踏まえた、インクルーシブ教育システムの全市展開による、就学前段階からの切れ目のない支援の充実
- ・ 若手、中堅、管理職、学級担任、コーディネーターや指導主事など、それぞれの経験や立場に適した特別支援教育に係る研修体系の再構築
- ・ 尼崎市立あまよう特別支援学校や兵庫県立の特別支援学校、子どもの育ち支援センターや福祉部局など、施設や分野を超えた一層の連携による支援の充実



## ◆インクルーシブな教育の推進 <主担当課：特別支援教育担当>

<施策評価との関係>

目的	「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について（基本方針）」における尼崎市特別支援教育の理念の実現に向け、各種施策の展開を進めて行く。
取組・成果	「教員の特別支援教育の専門性の向上」と「校園内の支援体制の構築」の2つを重点事項として研修を実施した。対象者は管理職、特別支援教育コーディネーター、通級指導担当教員、特別支援学級担任、教育支援員等で37件実施した。本市の特別支援教育の基本方針や医療的ケアの理解及びガイドラインの周知の基本的なことから、実践研修等特別支援教育の専門性の向上につなげることができた。
課題	教育上特別な支援を必要とする児童等の増加及び医療的ケアを含めた支援内容の多様化を踏まえ、特別支援教育支援員、生活介助員等の人的支援を整備し、基本方針に基づいた支援体制整備と充実を図るとともに、教職員の専門性の向上が必要である。また、教育上特別な支援を必要とする児童生徒の増加や支援の多様化に伴い、バリアフリー法の趣旨を踏まえた基礎的環境整備が必要である。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	「特別支援教育検討会議」を引き続き開催し、学識経験者等により、基本方針及び医療的ケア実施体制ガイドラインを踏まえた特別支援教育のあり方を検討し、引き続き本市の特別支援教育に係る基本方針の共有を徹底するとともに、全学校園が共通認識を持って学校園運営や学級経営に生かして行く。また、エレベーターの設置など学校施設の整備についても優先順位をつけて計画的に進め、ソフト・ハードの両面で取り組みを推進する。さらに、令和5年度のこども家庭庁によるこどもデータ連携実証事業で構築したシステムを活用して、令和6年度は市の事業としていくしあ連携して引き続き取り組むことで、幼保小の連携を図り、教育上特別な支援を必要とする児童の早期支援につなげる。

施策1  
地域コミュニティ・学び

施策2  
人権尊重・多文化共生

施策3  
学校教育

## ◆看護師派遣業務委託事業 <主担当課：特別支援教育担当>

<施策評価との関係>

目的	あまよう特別支援学校の登下校及び全ての学校園における教育活動中において医療的ケアが必要な児童等の安全を確保するために、看護師等を配置又は派遣する。
取組・成果	民間の病院と業務委託契約や訪問看護ステーションと業務の協定を結び、看護師を派遣することにより、あまよう特別支援学校及び市立小中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童等に対して、喀痰吸引や経管栄養など医療的ケアを行い、安全に学校生活を送るための支援ができた。
課題	あまよう特別支援学校の児童生徒数の増加、障害の重度化、医療的ケアの多様化に対応し、適切な医療的ケアを行うことで、児童生徒が安心して安全に学校生活を送るとともに保護者の通学に係る負担を軽減するためには看護師の継続的な確保、質の向上が必要である。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	「尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」に基づき、学校、病院、訪問看護ステーション、市教育委員会が連携を密にして、それぞれの役割を果たしつつ、市立学校園における医療的ケアを必要とする児童等に対し適切な医療的ケアを実施できる体制の整備を目指す。

施策1  
地域コミュニティ・学び

施策2  
人権尊重・多文化共生

施策3  
学校教育

## ◆特別支援教育サポートシステム事業 <主担当課：特別支援教育担当>

<施策評価との関>

目的	市立学校園に特別支援ボランティアを配置し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図る。また、学校園教育活動中や校外行事において医療的ケアが必要な幼児児童生徒の安全を確保するために、看護師等を派遣及び配置する。加えて、校外行事においては介護タクシー等の使用料を支給することにより、幼児児童生徒が安全に活動し、学習できるようにするとともに、保護者の負担軽減を図る。
取組・成果	特別支援ボランティアやプール介助員が学校園で活動したことにより、教育上特別な支援を必要とする児童等に対し、学習面、生活面等の支援を行うことができた。校外行事においても、看護師の派遣や介護タクシーの使用料の補助を行い、児童生徒が安全に活動し、学習することができた。
課題	教育上特別な支援を必要とする児童生徒は年々増加していることから、特別支援ボランティアやプール介助員の確保、校外行事における介護タクシーやリフト付きバスの使用に係る予算措置や看護師の確保等、人的面や予算面等の支援体制を強化する必要がある。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	「尼崎市特別支援教育基本方針」に基づいて、個々の教育的ニーズに応じた支援を行うため、必要な人的資源について再検討し、特別支援教育支援員、生活介助員の増加に加え、特別支援ボランティアやプール介助員の配置を検討するとともに、校外行事におけるタクシーの使用や看護師の派遣等、支援体制の充実を図る。また、市立学校園に在籍し、日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒については、訪問看護ステーションと連携して支援等を行う。

施策1 地域コミュニティ・学び	施策2 人権尊重・多文化共生	施策3 学校教育
--------------------	-------------------	-------------

## ◆スクールバス運転業務委託事業 <主担当課：特別支援教育担当>

<施策評価との関>

目的	あまよう特別支援学校の通学を保証し、児童等の快適かつ効率的な送迎体制の充実を図るため、スクールバスの運行業務等を民間業者に委託する。また、人工呼吸器の使用等、重度の医療的ケアを必要とし、スクールバスに乗車できない児童等については介護タクシーによる送迎を行う。
取組・成果	スクールバスの運行により、児童等が安全に通学することができた。介護タクシーを併用することにより、重度の医療的ケアが必要であるためにスクールバスに乗車できない児童等も安全に通学することができた。また、スクールバス1台(3号車)をノンステップバスに更新した。
課題	児童等の障害の重度化により、スクールバスに乗車できない児童等が増加することが想定されることから、バス以外の通学手段として引き続き介護タクシーによる送迎を行う必要がある。また、スクールバス4台のうち2台は2ステップのバスであり、老朽化による設備の不具合や故障等も懸念されるため、ノンステップバスへの更新が引き続き必要である。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	人工呼吸器を使用しているなど、重度の医療的ケアを必要とする児童生徒の安全な通学を保証するための介護タクシーの運行台数を確保する。また、平成20年に購入したバスの更新を行う。 ※介護タクシーの台数 令和元年度：4台、令和2年度：11台、令和3年度：11台、令和4年度：14台、令和5年度 17台、令和6年度 21台

施策1 地域コミュニティ・学び	施策2 人権尊重・多文化共生	施策3 学校教育
--------------------	-------------------	-------------

(このページは白紙です)

## 7 教育環境の整備 — 未来社会を生きるための教育環境の実現 —

### ◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 全市的な公共施設マネジメントの基本方針を踏まえた、学校園施設の適切な維持管理の取組を進めていきます。
- ・ 各学校園が児童生徒や地域のニーズに応じて、柔軟に教育環境の整備を行うことができるような環境づくりを進めていきます。
- ・ ICT が生活に不可欠となっている中で、学校教育においても積極的に ICT を活用しつつ、多くの情報の中から主体的に必要な情報を収集したり、自ら情報を発信したりすることができる「情報活用能力」の育成を図るなど、児童生徒がこれからの未来社会を生きるために不可欠な資質や能力が身に付けられる学習環境の実現を目指します。

### ◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 今後の人口動向や中長期的な財政負担の見込みを踏まえ、児童生徒の安全等の確保やトータルコストの削減を図ることを目的として、学校園施設のマネジメントに係る計画を策定
- ・ 非常変災時において、より迅速に情報共有を図るための仕組みの構築
- ・ 安全な教育環境の確保に向け、熱中症計を全学校園へ配布し、「熱中症予防運動指針（尼崎市版）」と一体となった運用を実施
- ・ 各学校園における予算執行などに係る裁量範囲の拡大の検討及び家庭の教育費負担軽減に向けた取組の推進
- ・ 小学校・中学校等への校務用パソコンや大型提示装置、児童生徒用タブレット端末の配置をはじめとする ICT 環境の整備
- ・ 情報セキュリティ対策を講じることを前提とした、学校園の校務環境と学習環境の両面からの ICT 環境の整備、ICT 支援員の配置や ICT 利用ガイドライン策定などによる学校現場の ICT 活用促進

### ◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 学校園施設のマネジメントに係る計画に基づく、優先順位を踏まえた計画的な施設修繕・更新の実施
- ・ 中学生の心身の健全な発達のため、おいしく栄養バランスの取れた中学校給食の実施
- ・ 中学校においても給食を生きた教材として活用した食育を推進
- ・ 会計の透明性確保、保護者の利便性向上などに向けた学校給食費の公会計化



## ◆学校施設マネジメント計画の推進 <主担当課：施設課／設備整備担当>

<施策評価との関係>

目的	本市では高度成長期から人口急増などにより多くの学校施設を建設し、現在では築後40年以上経過した校舎等が6割を占めている。今後は改築や改修に莫大な経費が必要となる見込みであることから、維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能、性能の確保が必要であり、児童生徒等の安全や良好な教育環境の確保を図るため、本計画を推進する。
取組・成果	学校施設マネジメント計画(実施計画)に基づき、下坂部小建替に係る、官民連携手法の導入可能性調査及び耐力度調査、設備長寿命化改修設計(大島小他2校)、照明LED化改修設計等を実施し、次年度以降に実施予定の業務へと順調につながることができた。
課題	ICTや少人数学級、多様な児童・生徒への対応など社会情勢の変化に応じた新しい学校施設や今後さらに児童生徒が減少した際の余裕教室の活用方法などを検討し、具体的な計画に反映していく必要がある。
令和6年度の取組方針(新規・拡充等)	引き続き下坂部小建替事業に係る発注者支援業務を実施するとともに、耐力度調査(竹谷小他3校)及び、設備長寿命化改修(南武庫之荘中)、照明LED化改修(明城小他22校)、設備長寿命化改修設計(園田北小)を実施する。

施策1  
地域コミュニティ・学び

施策2  
人権尊重・多文化共生

施策3  
学校教育

## ◆各種施設整備事業 <主担当課：施設課／設備整備担当>

<施策評価との関係>

目的	経年劣化した施設設備をその実態に合わせて整備し、児童・生徒が安全かつ安心して学ぶことができるよう教育環境の改善を図るために整備する。
取組・成果	屋上防水整備(浦風小他5校)のほか、空調設備改修(尼崎高)、消防設備改修(明城小他5校)、消火配管漏水改修(園和北小)、非常用放送設備改修(明城小他2校)、電気設備不具合改修(明城小他6校)等を実施した。
課題	「学校施設マネジメント計画(実施計画)」にて、直近で建替や大規模改修工事を実施しない学校について、児童・生徒が安全かつ安心して学ぶことができる環境を維持・改善していくため、引き続き各種改修工事を行う必要がある。老朽化が進んでいる施設設備が多いことから、計画的な改修工事を実施することが課題である。
令和6年度の取組方針(新規・拡充等)	外壁改修(立花北小他1校)のほか、防水改修(潮小他4校)、体育館床改修(大島小他1校)、プール整備(塚口小他3校)、空調更新(竹谷小他10校)、給食室換気設備更新(浦風小他7校)、プールの過機更新(尼崎高)等を実施する。

施策1  
地域コミュニティ・学び

施策2  
人権尊重・多文化共生

施策3  
学校教育

## ◆衛生的なトイレの整備 ＜主担当課：施設課／設備整備担当＞

＜施策評価との関係＞

目的	学校園トイレの洋便器化や設備、内装等の改修を行い、児童・生徒が利用しやすい清潔で明るいトイレにすることで、衛生的かつ健康的な学校環境の確保を図る。
取組・成果	トイレ整備については、洋便器化に加え、自動照明化や自動水栓化、劣化状況に応じ内装改修を実施している。令和3年度にすべての小・中学校にて、1棟以上のトイレ棟整備完了後、洋便器率が低い学校園から順次改修を進めている。令和5年度は、小学校1校(成徳小)、中学校6校(日新中他)、高等学校1校(尼崎高)の整備を実施した。洋便器化率は、学校園全体で70.0%(令和5年度末現在)となっている。
課題	令和9年度に洋便器率80%の目標を掲げているが、依然として早期整備の要望が多いことから、国庫補助金を有効に活用するとともに前年度設計を行うなど、着実かつ早急に洋便器化を進める必要がある。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	小学校、中学校及び高等学校のトイレ整備(清和小、武庫北小、武庫中、武庫東中、園田東中、尼崎高)を実施する。

施策1 地域コミュニティ・学び	施策2 人権尊重・多文化共生	施策3 学校教育
--------------------	-------------------	-------------

## ◆学校給食費徴収管理関係事業 ＜主担当課：学校給食課＞

＜施策評価との関係＞

目的	学校給食費の公会計を通じて、学校給食費の徴収管理に係る教員の負担軽減や学校給食費会計の透明性の確保、保護者の利便性向上、適正な債権管理を行う。
取組・成果	給食費徴収管理システム等を活用し、債権管理業務の円滑な執行を図った。また、徴収率向上のために、令和5年7月から債権回収業務委託事業を活用した弁護士法人による催告を実施するとともに、令和5年10月支給分から、児童手当からの申し出徴収制度に基づく学校給食費の徴収を実施した。
課題	徴収率が目標値の99.5%を下回っていることから、引き続き、学校給食費の滞納の抑制及び滞納整理に積極的に取り組み、徴収率の更なる向上を図る必要がある。(目標現年度徴収率99.5%) 【参考】 現年度徴収率の推移：令和3年度98.6%→令和4年度98.3%→令和5年度98.3%
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	一定の徴収効果があった債権回収業務委託事業を活用した弁護士法人による催告、児童手当からの申し出徴収制度に基づく学校給食費の徴収を引き続き実施する。また、保護者の利便性向上を図るため、学校給食費の口座振替実施金融機関にゆうちょ銀行を追加する。

施策1 地域コミュニティ・学び	施策2 人権尊重・多文化共生	施策3 学校教育
--------------------	-------------------	-------------

## ◆小学校給食関係事業 <主担当課：学校給食課>

<施策評価との関係>

目的	学校給食法第2条に基づき、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し、安全・安心な学校給食を実施し、児童・生徒の心身の健全な発達に寄与する。
取組・成果	食材費の物価高騰分を公費で対応し、保護者の負担軽減を図るとともに、これまで通りの栄養バランスの取れた給食を今後も継続するため、次年度以降の給食費について関係機関と調整し改定を行った。また、田能のさといもといったあまやさいや新献立としてくじら肉を給食で提供し、地産地消や食文化の継承など食育の推進に取り組んだ。
課題	物価高騰が続いている中、給食費の改定について、保護者負担や栄養バランス、食育等を考慮し進めていく必要がある。また、安全・安心な学校給食を提供するため、給食室の計画的な施設及び備品等の更新計画の策定が急務である。
令和6年度 の取組方針 (新規・拡充等)	小学校給食費については240円→272円に改定を行い、高騰分については公費で負担し保護者の負担軽減を図る。また、安全・安心な給食提供に向けて、衛生管理を徹底し、栄養教諭等の研修の実施、給食施設・設備の点検や空調未整備校での空調整備を進めていく。

施策  
1  
地域コミュニティ・学び

施策  
2  
人権尊重・多文化共生

施策  
3  
学校教育

## ◆給食調理業務委託関係事業 <主担当課：学校給食課>

<施策評価との関係>

目的	給食調理業務を民間事業者へ委託することにより、給食内容等の充実及び業務の効率的な運営を図るとともに、学校における食育を推進する。
取組・成果	新たに委託したあまよう特別支援学校において、調理業務の遂行状況の確認・指導を行い、安全かつ安定的に給食運営を行うことができた。令和5年度においては、契約期間満了に伴う小学校22校の委託事業者をプロポーザルにて選定し、特定年度に集中する選定校数の平準化を図った。
課題	調理師の退職動向等を踏まえながら、民間委託化を進めていく。また、有資格者の調理師等の人材確保が厳しい状況であり、仕様等の見直しなど検討する必要がある。
令和6年度 の取組方針 (新規・拡充等)	委託校の業者選定にむけて、調理業務の遂行状況の確認・指導や委託業務の整理等を行い、更なる仕様書の見直しを検討するなど、安定的な給食提供に努める。

施策  
1  
地域コミュニティ・学び

施策  
2  
人権尊重・多文化共生

施策  
3  
学校教育

## ◆中学校給食関係事業（学校給食センター整備運営事業含む）

＜主担当課：学校給食センター担当＞

＜施策評価との関係＞

目的	成長期にある生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた給食を提供することにより、健康の保持増進、体位の向上を図るとともに、学校給食を生きた教材として活用するなど、生徒が食に関する正しい理解と望ましい食習慣を身につけることを目指す。
取組・成果	学校給食センターにおいては、中学校給食事業者に対して調理、配送、維持管理などの業務について、要求水準書等に適合しているかを確認するモニタリング(月次・随時)を実施するなど、安定した事業運営に努めた。学校給食センターの栄養教諭が各中学校に赴き、給食時間における配膳指導や食育集会を実施するとともに、中学校給食献立コンクールを開催し、さらなる食育の推進に取り組んだ。また、中学校11校において保護者試食会を実施した。
課題	教育委員会事務局、学校、家庭が連携し、残食の低減に向け、食育を通じて望ましい食習慣の確立を図る。また、食材費の高騰に対応するため令和6年度から小学校給食費を改定したが、中学校給食費についても検討する必要がある。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	事業者(SPC)に対して効率的かつ効果的にモニタリングを実施する。中学校給食献立コンクールを実施するとともに、機会を捉えて教職員の資質向上を図るための各種研修を実施し、衛生的で安全に留意した給食指導の充実や残食等への課題解決を図っていく。引き続き、中学校給食費の改定について検討する。

施策1  
地域コミュニティ・学び

施策2  
人権尊重・多文化共生

施策3  
学校教育

## ◆校務員業務の執行体制の見直し

＜主担当課：職員課＞

＜施策評価との関係＞

目的	児童生徒が安全に学校生活を送ることができ、また、教職員が安心して児童生徒の指導にあたることができるよう、学校環境整備を行う。
取組・成果	令和3年度までに計13校（小学校6校、中学校6校、特別支援学校1校）の委託を行ってきたところであり、令和4年度からはプロポーザル方式による業務委託を実施している。特に、業者ならではの専用機材を活用した作業や児童生徒との関わり方などについて、学校からは一定の評価を得られている。
課題	校務員の転職・退職動向等を踏まえながら、計画的に委託化を進めていく必要がある。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	現学校用務員業務委託契約が令和6年度末で満了となるため、令和7年度以降における業務執行体制について関係部局と協議を進める。

施策1  
地域コミュニティ・学び

施策2  
人権尊重・多文化共生

施策3  
学校教育

## ◆教育 ICT 環境の整備 <主担当課：学校 ICT 推進課>

<施策評価との関係>

目的	教育 ICT 環境の一層の充実と適正化を図るため、児童生徒及び教職員の ICT を活用した学習基盤を整備する。
取組・成果	児童生徒及び教職員の ICT を活用する基盤を適切に維持管理するとともに、小・中・高・特別支援学校に 16 名の ICT 支援員を配置し、8:30~17:00 まで各校に 1 週間に 1 回程度 1 名を派遣し、ICT を用いた校務や授業等の支援を行った。支援した内容は、月 1 回の報告会で情報共有を行い、好事例等をウェブサイトを使用して各教職員に情報提供し、各学校での校務や授業の改善に役立ててもらっている。また、令和 5 年度には、小学校とあまよう特別支援学校（小学部）の全ての普通教室及び特別教室の一部に電子黒板を導入した。
課題	学習者用デジタル教科書等の ICT 機器を活用した新しい授業スタイルに対応した基盤の検証や、国の取組・社会情勢の変化に応じた ICT 環境整備の検証を進めていく必要がある。また、令和 2 年度に整備した ICT 基盤や児童生徒用端末・授業支援ソフトの更新手法の検討も必要である。
令和 6 年度 の取組方針 (新規・拡充等)	引き続き ICT 支援員等を活用し、学校における ICT 機器を活用した授業支援の検討を行っていく。令和 6 年度には、デジタル採点システムの導入に向けた回線の増強等を行う。



## ◆要保護・準要保護児童生徒就学援助 <主担当課：学事企画課>

<施策評価との関係>

目的	経済的理由により就学困難な小・中学校に通う児童生徒の保護者に対し学用品費等の一部を支給することによって、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、義務教育の円滑な実施を図る。
取組・成果	日々の学用品費に加えて、新入学学用品費、修学旅行費等の一時的な経費についても支給対象としており、保護者の経済的負担軽減の一助となっている。また、令和 4 年度からは、経済的理由によりオンライン学習の環境が整っていない世帯に対し、一定額を支給することにより、その環境整備を支援した。（令和 4 年度 小学校 64 件、中学校 17 件 令和 5 年度 小学校 30 件、中学校 5 件）
課題	新入学学用品費の支給単価については、令和 2 年度新入生分から増額を行って以来、見直しを行っていないため、検討が必要である。また、さらなる支給単価の増額を行うことについては、新たな財源の確保が必要となるが、近年の物価高の傾向から、学用品等の種類によっては、保護者にとって負担が大きくなっていることも考えられるため、その負担軽減に向けた取組を検討する必要がある。
令和 6 年度 の取組方針 (新規・拡充等)	各学校が保護者から徴収している副教材費の状況について、引き続き把握し、学校間で共有して負担軽減に向けた検討を行う。また、当該年度分が最終であるオンライン学習環境の整備への支援を引き続き行う。



## 8 教員の育成・勤務環境の整備 — 児童生徒と向き合える環境の整備 —

### ◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 社会が急速に変化し、学校園に求められる役割がますます多様化する中、教員一人ひとりのキャリアプランを踏まえた幅広い研修体系の構築による計画的な人材育成、バランスの取れた人事配置などに取り組みます。
- ・ 児童生徒一人ひとりに寄り添った教育に取り組むため、児童生徒と向き合う業務に一層注力することができる環境の整備を目指します。

### ◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ あまっ子ステップ・アップ調査結果から自校の傾向などの分析に取り組むための研修の実施
- ・ 全小学校及び特別支援学校へのスクール・サポート・スタッフ配置の成果と課題を踏まえた配置時間の拡大や全中学校へ配置の検討
- ・ 部活動指導員のモデル校配置の成果と課題を踏まえた配置拡大などの検討
- ・ 市全体または学校園で実施している行事などについて、教員の働き方改革と児童生徒の負担軽減の観点から、必要性・有効性・効率性などを改めて検証した上での抜本的な見直し
- ・ 教員と事務職員が一体となって学校運営にあたるための勤務環境の整備・見直し
- ・ 体罰根絶に向けた有識者会議からの提言を受けた再発防止策の徹底

### ◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ あまっ子ステップアップ調査結果の分析から見える各学校の傾向などを踏まえた研修カリキュラムの再構築
- ・ 就学前教育、学力・体力向上、道徳教育、特別支援教育など、児童生徒の成長過程を踏まえ、系統立てた研修体系へ再構築
- ・ 組織の活性化に向けた県立高等学校や他市の市立高等学校との人事交流の活性化の検討
- ・ ICT 環境整備における校務系システム更新による教員の校務効率化、勤務時間の可視化による働き方改革に向けた意識啓発

## ◆人権研修 ＜主担当課：学び支援課＞

＜施策評価との関係＞

目的	教職員については、教育活動を通じて子どもが自らを尊い存在であると感じ、また他者に対しても同様に感じることができるように育成する指導力が求められる。そのため、人権問題や人権教育に関する認識を深めるための研修を実施し、資質と指導力の向上を図る。
取組・成果	「多文化共生」「ヤングケアラー」「子どもの権利条約」「性的マイノリティ」をテーマにした人権教育研修講座（4回）を開講するとともに、全校園種の人権教育担当者を対象とした研修（1回）を実施し、子どもの権利を守る学校の在り方や子どもが持つ権利に関する教育等について学んだ。
課題	多様化する社会において、人権に係る教育課題については、様々な内容があるため、時宜に応じた内容の啓発ができるようにする。
令和6年度 の取組方針 (新規・拡充等)	教職員を対象とした研修では、全校園種を対象とした人権教育担当者研修を実施し、全ての子どもが持つ人権について学び、子どもが他者の権利を尊重する気持ちを醸成できるような指導力の向上を図る。

施策  
1  
地域コミュニティ・学び

施策  
2  
人権尊重・多文化共生

施策  
3  
学校教育

## ◆デジタル採点システムの導入 ＜主担当課：学び支援課＞

＜施策評価との関係＞

目的	採点業務の効率化及び負担軽減を図り、生徒一人ひとりと向き合う業務に注力できる環境を整備するとともに、採点結果の分析機能を活用し、生徒個々の習熟度に合った課題の出題など、生徒一人ひとりに寄り添った教育に取り組むため、採点システムを導入する。
取組・成果	尼崎市版 GIGA スクール（AGS）リーディング・プロジェクト校における先行導入では、解答の「記号」と「数字」を自動で採点できることにより、採点にかかる時間はシステム導入前の半分程度に軽減された。また、個々のつまずきを把握することができ、指導の工夫を図ることができた。
課題	採点業務の効率化を図るとともに、採点結果の分析機能等を活用し生徒一人ひとりの学習上のつまずきを把握し指導につなげられるよう、システムの円滑な導入を行う。
令和6年度 の取組方針 (新規・拡充等)	全ての市立中学校・高等学校にデジタル採点システムを導入し、定期試験等の採点業務の効率化及び負担軽減を図るとともに、生徒個々の習熟度に合った課題の出題など、生徒一人ひとりに寄り添った教育に取り組む。

施策  
1  
地域コミュニティ・学び

施策  
2  
人権尊重・多文化共生

施策  
3  
学校教育

## ◆未来の学び研究事業

＜主担当課：学校 ICT 推進課＞

＜施策評価との関係＞

目的	社会の変化に伴う新しい教育課題に対する先進的な研究を行い、教職員の指導力向上を図ることにより、児童生徒の知識の理解の質を高め確かな学力の育成を目指す。
取組・成果	ICT 活用推進部会では、全ての小・中・特別支援学校で編成された ICT 活用推進チームのメンバーが各校の取組を共有し、市内全体で ICT の活用が推進されるような仕組みを作ってきた。また、尼崎市版 GIGA スクール（AGS）リーディング・プロジェクト校を小中合わせて 5 校指定し、デジタル教科書や教材・アプリなどの実証研究を行った。ICT 機器の効果的な活用や校務の効率化等の成果を公開授業や報告書等の資料を提示することで、各学校間で共有し、学校が目指すべき授業の方向性を示した。
課題	教員の ICT 活用指導力の向上に努めてきた結果、授業での ICT 活用は、一定進んできている。今後は、従来型の講義形式の授業ではなく、ICT の特性を活かして、子ども達の「主体的・対話的で深い学び」につながるような、授業展開が必要である。
令和 6 年度 の取組方針 (新規・拡充等)	GIGA スクール構想も 3 年目が過ぎ、1 人 1 台端末を「まずは使ってみる」といったステップ 1 はほぼ達成した。令和 6 年度は、1 人 1 台端末を効果的に活用し STEAM 教育モデル校事業や未来の学び研究指定校事業を推進するなど、ステップ 2・3 を目指し、購入教材の拡充や教職員の指導力向上を図ることで、「主体的・対話的で深い学び（探究的な学び）」の実現を目指す。

施策  
1  
地域コミュニティ・学び

施策  
2  
人権尊重・多文化共生

施策  
3  
学校教育

## ◆勤務時間の適正化

＜主担当課：職員課＞

＜施策評価との関係＞

目的	教職員が、ワークライフバランスを図りながら、心身ともに健康で、専門性を高め、指導力を発揮できるよう教職員の業務削減や職場環境づくりに取り組む。
取組・成果	令和 2 年 10 月から、市内小学校、中学校、特別支援学校、高等学校に自動音声応答サービスを導入するなど、教職員業務の負担軽減に取り組んだ。また、スクール・サポート・スタッフを令和元年 10 月から全小学校と特別支援学校に、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度は中学校へ拡充配置したことで、学校からは児童と向き合う時間が増えたなどの声もあり、一定の効果が得られた。令和 4 年 4 月から出退勤システムを市内小中高等学校に導入した。
課題	自動音声応答サービスシステムの導入やスクール・サポート・スタッフの配置など、教職員業務の削減に取り組んできた。今後の新たな取組については、教育委員会全体の課題として対応していかなければならない段階にきている。
令和 6 年度 の取組方針 (新規・拡充等)	令和 4 年 4 月から導入している出退勤システムにより、教職員の在校時間を集計している。その結果を踏まえながら、次なる取組につなげていく。しかしながら、今後の取組については、教育委員会全体の課題としていかなければならない段階にきている。

施策  
1  
地域コミュニティ・学び

施策  
2  
人権尊重・多文化共生

施策  
3  
学校教育

## ◆体罰防止研修 <主担当課：学び支援課>

<施策評価との関係>

目的	体罰防止に対する教職員の意識改革をはじめ、意識の醸成や意欲向上を図り、体罰根絶を図る。
取組・成果	一般教職員にアンガーマネジメント・ストレスコントロール研修、部活動指導教員に体罰防止指導法研修、管理職には体罰防止マネジメント研修を各2回実施した。各研修で「体罰等防止ガイドライン」の周知を行い、教職員、部活動指導教員を対象とした研修では、事例研究とともにトップアスリートの講演会を行った。これらの研修により、組織運営、コーチング理論、アンガーマネジメント等を学んだ。
課題	「体罰等防止ガイドライン」の継続的な周知の取組が必要である。また、体罰防止へ向けた特別研修の内容を引き継ぎ、さらに教育現場に浸透させる必要がある。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	外部の専門機関に委託して行った3年間の特別研修は、令和4年度で終了したが、引き続き、全校園種を対象に、「体罰等防止ガイドライン」の周知を含め、アンガーマネジメントやコーチング理論など、実践的な内容を盛り込んだ体罰等防止研修を実施する。

施策  
1  
地域コミュニティ・学び

施策  
2  
人権尊重・多文化共生

施策  
3  
学校教育

## 9 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実 ―学びの活動の輪が広がり、循環する仕組みづくり―

### ◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 地域学校協働活動を、地域全体の新しい人づくり、つながりづくりの機会として捉え、子どもに関わる活動への多様な地域住民の参画や子どもたちの地域への関わりをきっかけとし、地域づくりに関する新たな課題に対応する学びの活動の輪が広がり、循環する仕組みづくりを目指します。
- ・ 社会教育の強みを活かし、あらゆる市民それぞれに適した学びを通じ、人づくり、つながりづくり、地域づくりを推進します。

### ◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 地域学校協働活動を教職員や地域に浸透させ、一層充実したものとなることを目的とした、研修や市政出前講座の実施、PTA 向け学習会などの充実
- ・ 学校と地域との連携・協働をさらに推進し「地域とともにある学校づくり」を実現するため、モデル校における「コミュニティ・スクール」の導入
- ・ 人権教育小集団学習などの学びの活動を持続可能なものとするため、活動のきっかけづくりをはじめとする教育委員会事務局によるサポートを充実

### ◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けた地域と一体となった活動の充実
- ・ 小学校以外の学校における地域学校協働活動の検討、及びコミュニティ・スクール導入校の拡大に向けた検討
- ・ 生涯学習の推進に向け、教育委員会と市長部局の連携を一層強化するための取組の検討

## ◆コミュニティ・スクールの拡大 <主担当課：社会教育課>

<施策評価との関係>

目的	市立学校に学校運営協議会を設置し、地域住民等が学校運営協議会に当事者として参画する「コミュニティ・スクール」の仕組みを導入することにより、「地域とともにある学校づくり」を推進する。
取組・成果	学校運営協議会を小学校12校、中学校3校に新たに設置し、コミュニティ・スクールを20校から計画より1校多い35校に拡大した。立上げ校にはこれまでのノウハウを生かし、運営協議会委員の選定方法を始めとする助言を行った。また、制度の定着を図るため、校長・コーディネーター向けの合同研修を実施するほか、学校運営協議会へのオブザーバーとしての出席や助言等の支援を行うとともにコミュニティ・スクールの効果と課題を検証するため、校長と運営協議会会長を対象とするアンケートを実施した。
課題	令和7年度までのコミュニティ・スクールの全市展開に向けた取組を計画的に進めるとともに、既導入校には効果的な運営に係る支援を継続的に行う必要がある。また、アンケート結果によりコミュニティ・スクールの効果と課題について検証するほか、学校訪問等を通して情報を収集し、運営のノウハウとして蓄積するとともに、好事例について学校現場等と情報共有を進めていく必要がある。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	新たに小学校10校にコミュニティ・スクールを導入し、全小学校(41校)での導入を完了させるとともに、他の校種においても、令和7年度までの全市展開に向け、順次、コミュニティ・スクールの導入を進める。また、令和5年度末に実施したアンケート結果を分析し、学校現場等へのフィードバックを行うとともに、好事例に係る情報共有や研修等を通じ、制度の定着と効果的な活用に資するよう学校現場等に対する支援を継続して実施する。

施策1 地域コミュニティ・学び	施策2 人権尊重・多文化共生	施策3 学校教育
--------------------	-------------------	-------------

## ◆学社連携の推進 <主担当課：社会教育課>

<施策評価との関係>

目的	地域の方々の経験や学習の成果を活かすとともに、子どもたちの学びや育ちを支援する仕組みづくりを促進し、学校を核とした活動を通じて地域のつながり、教育力の向上、地域の活性化を図る。
取組・成果	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るとともに、新たにコミュニティ・スクールを導入した中学校3校においてもコーディネーターを配置した。また、中学校においては、これまでから地域との連携により青少年の健全育成を目的に実施してきた中学校区健全育成協議会事業を生かし、より幅広い目的で地域との連携事業を実施する地域学校協働活動への移行を支援し、全17校で実施することができた。また、地域課との連携によるキャリア教育や防災訓練、まち探検等が実施され、特色ある活動につながっている。 「参考：コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の配置状況」 ※R2年度に全小学校にコーディネーターを配置済。R4年度に高等学校1校にコーディネーターを配置済。
課題	令和7年度全市展開予定のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図るため、保護者や地域住民等に効果や魅力について継続的に周知を図り、活動への参画の輪を広げる必要がある。また、学校管理職、教員に対しても、地域人材の活用が子どもたちの学びの充実や教員の負担軽減につながることに継続して周知を図る必要がある。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	コミュニティ・スクールの導入に合わせ、コーディネーター未設置校にも順次配置するとともに地域課等との連携による学校支援を行う。また、地域学校協働活動に係る好事例の情報収集、学校現場との共有を図り、各学校の強みを生かした取組につながるよう支援する。

施策1 地域コミュニティ・学び	施策2 人権尊重・多文化共生	施策3 学校教育
--------------------	-------------------	-------------

## ◆少年補導活動事業・青少年健全育成啓発事業 <主担当課：社会教育課>

<施策評価との関係>

目的	問題を起こしている青少年の早期発見・指導を行い、青少年の非行を防止するとともに、青少年の健全育成のため、市民が青少年の非行問題を自らの問題として捉え、その防止に取り組むよう意識の向上を図る。
取組・成果	尼崎市社会福祉協議会に対する少年補導委員の令和6年度委嘱の推薦依頼に際し、推薦書の簡略化や少年補導委員の更新意向調査を行う等、推薦者の負担軽減に向けた取組を行った。また、少年補導委員が減少傾向にあるため、各種事業見直しを行う中、阪神間の広域会議体について関係市町の少年補導委員協議会等との協議により、令和5年度末で解散に至った。青少年問題に関する地域住民向けの啓発においては、こども家庭庁の「秋のこどもまんなか月間」に合わせたパネル展を中央北及び武庫西生涯学習プラザで実施するほか、青少年健全育成標語の募集を行い9,072作品の応募を得られた。
課題	令和6年度の少年補導委員委嘱者数は、前期委嘱者数に比べて約30人減少するなど減少傾向にあるが、青少年の健全育成のためには、地域の見守りの目が欠かせないことから、なり手不足を解消する必要がある。また、市民が青少年の健全育成に対する関心を高め、主体的に考えていけるよう、継続した啓発活動が必要である。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	本市の少年補導委員により組織された尼崎市少年補導委員連絡協議会の意見を参考としながら、活動内容の見直しなど、少年補導委員のなり手不足の解消に向けた取組を行うとともに、推薦に関する負担軽減に引き続き取り組む。また、青少年問題に関する啓発活動においては、市民により感心を寄せてもらえるよう、継続してパネル展や標語の募集について取り組む。団学習の参加要件についても引き続き、緩和に取り組む。



## ◆人権啓発活動・リーダー育成事業 <主担当課：社会教育課>

<施策評価との関係>

目的	基本的人権が尊重される地域社会の形成に向け、自己肯定感を育むとともに、多様性（ダイバーシティ）について理解を深め、互いを尊重する人権意識の高揚・定着を図る。また、市民の人権学習会等で助言する市民リーダーを育成することにより、人権学習の推進と充実を図る。
取組・成果	PTA等のグループによる主体的な学習を推進する人権教育小集団学習においては、前年度同様に39グループが継続でき、同グループのリーダー研修会を各地域課と連携して6回ずつ実施した。また、グループの継続につなげるため、回数、人数等の要件緩和を図る補助金要綱の改正等を令和6年度向けに行った。夏休みの親子向け映画会では盲導犬のアニメ映画に合わせて盲導犬ユーザーと盲導犬を迎えて講演会を実施し、当事者から学ぶ機会を提供するとともに、啓発リーフレットは、ヤングケアラーをテーマに専門家の監修と経験者の視点を加えて作成し、児童・生徒を中心に幅広く配布した。
課題	人権教育小集団学習グループは、各学校のPTAで結成されているグループが多く、PTA活動のスリム化等により継続が困難な傾向にあるが、参加者の感想では好評を得ているため、内容の充実に努めるとともに、要件緩和等の活動継続に係る支援を図る必要がある。また、学習会の助言者として参画している市民で人権教育に熱意のある「人権啓発推進リーダー」についてはリーダーの高齢化もあるため、継続して担い手育成の必要がある。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	学習グループが減少傾向にある中、保護者にとって関心のある各学校のHP等を活用し、小集団学習グループの活動に関する情報発信を行い、身近なところで学習が行われていることの周知や体験的な参加の機会を設ける。また、将来の推進リーダーが育つよう、リーダーの育成・発掘に引き続き取り組む。



(このページは白紙です)

## 10 文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供 —地域の歴史、読書、スポーツに親しむ機会の提供—

### ◆ 将来の目指す姿 -

- ・ まちの魅力向上やシビックプライドの醸成、学ぶ機会の創出、生涯を通して学び、スポーツに親しめる環境づくりといった、社会教育に係る事業や施設の効用を最大限に活かします。
- ・ 市民の学び・活動を支える施設として、生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らすための学習ニーズに応えていくため、地域の歴史、読書、スポーツに親しむ機会の提供の充実に取り組めます。

### ◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 歴史博物館での魅力あふれる常設展示の構築、特別展や企画展の積極的な展開
- ・ 市民とともに歩む博物館に向け、市民ボランティアの養成や市民団体と連携した活動など、まちづくりの活動にもつながる取組の推進
- ・ 自習等の利用から本の貸出利用へとつなげる導線など、若年層が市立図書館を気軽に利用できる仕組みの構築
- ・ ワールドマスターズゲームズ関西など、大規模国際大会を契機としたスポーツ活動の更なる推進
- ・ 誰もがスポーツに参画できる生きがい・健康づくりの場となる、（仮称）健康ふれあい体育館（地区体育館と老人福祉センターの複合機能を有する施設）の整備

### ◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 新博物館と尼崎城、中央図書館の連携による都市魅力の向上と交流人口の増加に向けた歴史文化資産を活かす取組の推進
- ・ 図書館司書や図書ボランティア向け研修の実施、市内の教育機関との連携、レファレンス機能の強化など、多様な人々の情報・交流拠点としての市立図書館の役割強化に向けた検討
- ・ 別途策定する「尼崎市スポーツ推進計画」に基づく、スポーツ施設の利便性の向上やニーズに合ったスポーツプログラムの提供などによる、地域スポーツ環境のさらなる充実



## ◆歴史遺産の保存と活用 <主担当課：歴史博物館>

<施策評価との関係>

目的	文化財や歴史資料等の収集・調査・整理を進め、地域資産として有効活用できるように保存・公開することにより、地域の歴史を学ぶ環境づくりを進める。また、歴史遺産を保存し活かす活動に取り組む市民グループ等との連携・協力を進め、地域の歴史遺産の保存・活用を図る。
取組・成果	本市に現存する最古の洋風建築物である旧尼崎紡績本社事務所（前ユニチカ記念館）について、全庁横断的に設置したプロジェクトチームで検討を行い、保存・活用に関する指針を策定した。また、旧尼崎紡績本社事務所の保存・活用の機運醸成に向け、企画展や市民協働によるお掃除イベント、スケッチ講座等の実施とともに関連グッズの販売を行った。文化財の保存と活用に関する方向性を定める文化財保存活用地域計画は令和7年度の策定に向け、協議会を設置し検討を開始したほか、埋蔵文化財の確認調査など文化財保護の推進に取り組んだ。
課題	旧尼崎紡績本社事務所については、策定した指針に基づき保存・活用に向けて全庁的な連携を図る中で検討を進めていく必要があるとともに、機運醸成に向けた取組を続けていく必要がある。文化財を守り活かしていくための仕組みとして設置した文化財保存活用基金については、ふるさと納税を活用し、引き続き市内外からの協力を得るよう努める必要がある。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	旧尼崎紡績本社事務所の敷地について、市民等の利用に供するよう整備し、建物の外観を生かした活用を展開する。また、文化財を地域総がかりで守り伝えていくため、文化財保存活用地域計画の検討を進める。文化財保存活用基金については関連ポスターを関係各所に配布するなど市内外から協力を得られるよう周知に努めていく。

施策1  
地域コミュニティ・学び

施策2  
人権尊重・多文化共生

施策3  
学校教育

## ◆学びを支える機能の充実と連携促進 <主担当課：歴史博物館>

<施策評価との関係>

目的	公文書館機能を備えた歴史博物館として、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等を将来に伝え、その利用に供するとともに、図書館等との有機的な連携を図ることで情報資源を収集・蓄積・提供していく機能を高め、市民がより使いやすく親しみやすい施設の実現に努める中で、市民の学びを支える。
取組・成果	歴史資料の保存と利用者の利便性向上を図るため、歴史的公文書や近世の歴史資料などのデジタルアーカイブを公開した。また、京都大学人文科学研究所との連携協定を結び、歴史上重要な近現代資料の調査・研究を市民とともに進める事業を開始した。図書館との連携において、「『尼崎市史』を読む会」を引き続き中央図書館・北図書館で開催し、市民が歴史を学ぶ場を提供するとともに、図書館検索システムに歴史博物館蔵書データを追加搭載し、資料や蔵書の更なる活用と利用者の利便性の向上を図った。
課題	学びを支える施設としての博物館と公文書館機能、図書館の連携を促進し、さらに情報発信力の強化を図っていく必要がある。連携の一環として、公開中のデジタルアーカイブについて更なる充実を図る必要がある。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	博物館、図書館及び公文書館機能の連携を図りながら、歴史的公文書及び地域史料の保存と更なる活用のため、資料のデジタル化の推進とデジタルアーカイブの充実を図る。

施策1  
地域コミュニティ・学び

施策2  
人権尊重・多文化共生

施策3  
学校教育

## ◆魅力ある歴史博物館の運営 < 主担当課：歴史博物館 >

< 施策評価との関係 >

目的	尼崎の歴史資料や文化財を積極的に展示・公開し、市民や他都市からの来訪者の歴史・文化財に対する関心を高めるとともに、シビックプライドの醸成や観光地域づくりに貢献する。また、市民ボランティアの養成と参画促進に取り組むとともに市民グループとの協働も図り、市民と共に歩む博物館を創出していく。
取組・成果	尼崎の歴史をわかりやすく伝える常設展示や特別展・企画展のほか SNS 等を活用した情報発信に努めた。特別展については本市が指定文化財を初めて指定してから 40 周年となる記念の年であることから、「尼崎市指定文化財の精華」展を開催し、市内外から多くの方々に観覧いただいた。令和 5 年度の来館者数は 43,441 人、公文書館機能であるあまがさきアーカイブズの相談人数は 2,223 人で、コロナウイルス感染症の 5 類移行も伴って、来館者数は前年同期比 4,000 人程度増加している。令和 6 年 3 月には開館以来の累計来館者が 15 万人に達した。田能資料館では弥生時代の生活や文化を紹介する 2 回の企画展の開催により展示の充実・魅力向上を図った。
課題	歴史博物館独自で運営しているホームページも含めページ編成の見直し、歴史博物館のイベントや諸活動、SNS 情報の一元化及び充実したコンテンツの検討や、より一層の魅力ある展示事業や歴史を学ぶ機会の提供を促進し、情報発信の充実を図る必要がある。
令和 6 年度 の取組方針 (新規・拡充等)	広報機能の強化として博物館で開催する展示や講座などのイベント情報のほか、地域の歴史資料のデジタル公開を含む幅広い歴史博物館が行う取組をより見やすく、またアクセスしやすいホームページ更新に向けた検討に取り組んでいく。特別展「博多～尼崎～京都、中世の港のにぎわい」や企画展「阪神・淡路大震災 30 周年記念 尼崎・災害の歴史」など時宜を得た魅力ある展示事業の展開に取り組むなど、引き続き市内外からの来館促進やリピーター獲得に努めるとともに、情報発信力の充実に努めていく。また、田能資料館においては展示物に触れることのできる体験型の展示方法にも取り組んでいく。

施策 1  
地域「コミュニティ・学び

施策 2  
人権尊重・多文化共生

施策 3  
学校教育

## ◆地域の歴史を学ぶ機会の充実 < 主担当課：歴史博物館 >

< 施策評価との関係 >

目的	市民や子どもたちが尼崎の歴史・文化財に触れる学習機会や場の充実を図り、身近な地域の歴史・文化財に対する関心を高める。
取組・成果	尼崎の歴史に触れる事業として企画展や特別展などの展示事業、尼崎に関連したテーマによる市民講座や体験型ワークショップなどを広く市内外の方々を対象に通年で実施するとともに、出前講座などの出講にも積極的に協力した。学校教育との連携では「むかしのくらし学習」等の見学の受入れや学校への出張授業、新任教員への研修など、歴史学習への支援を行った。田能資料館では小学校等への出張授業に取り組んだ。
課題	コロナ禍の影響により控えられていた市内小学校の見学をはじめ、幅広い市民の利用促進を図る必要がある。学校ごと、学年ごとに尼崎の歴史をよりわかりやすく伝えるとともに、子どもたちが歴史に触れられる機会をさらに創出することが求められる。
令和 6 年度 の取組方針 (新規・拡充等)	引き続き、市民、学校等への情報発信や連携に努めながら、子どもたちをはじめ、市民が歴史に触れ学ぶ機会の充実を図っていく。また、小学生が校外学習で歴史を学ぶ AMATAN 事業では、尼崎の歴史が身近に感じることができるよう魅力的なメニューを作成していく。

施策 1  
地域「コミュニティ・学び

施策 2  
人権尊重・多文化共生

施策 3  
学校教育

## ◆図書に親しむ機会の創出 <主担当課：中央図書館>

<施策評価との関係>

目的	図書館事業の実施や、図書館以外で貸出・返却等のサービスを受けられる環境を整備することにより、市民の読書推進を図る。
取組・成果	図書館での事業の実施や座席数などをほぼコロナ禍前に戻し読書推進事業を実施した。配本所等で令和6年度より実施する「まちじゅう学び事業」を進めるため、図書関連講座や季節に応じた特集展示などの実施に向けて、各施設指定管理者等と調整を進めた。
課題	コロナ禍前（平成30年度）と比較して貸出冊数は3.6%、貸出利用者数は14.2%減少した。前年度との比較では貸出冊数で2.8%増加したものの、貸出利用者で5.4%減少しており、なおいっそうあらゆる機会を通じて図書に親しむ機会を創出する施策を実施し、利用者数の増加を図る必要がある。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	配本所等において親子向けの読み聞かせや図書関連講座等を実施し、読書を通じた学びの機会の充実を図る。また、市立小学校及び特別支援学校の児童・生徒に対し電子図書館のIDを付与し、各学校におけるタブレットを活用した学習活動や家庭での読書活動を推進する。



## ◆図書館運営方針の進行管理 <主担当課：中央図書館>

<施策評価との関係>

目的	本市図書館行政の目的や方針を明確にするとともに、各種施策において個々の取り組みの目標を具体的かつ明確にし、どこに重点を置くかなどの方向性を定めた「尼崎市立図書館基本的運営方針」に基づき、事業の進行を管理し、適正な図書館運営を図る。
取組・成果	「尼崎市立図書館基本的運営方針」の進行を管理するため、2023年度尼崎市立図書館事業計画を策定し、社会教育委員会議で意見を聴取する中で、次年度向け施策の検討に活かすなど、PDCAサイクルの構築に取り組んだ。また、新北図書館の整備に関して、コンセプトなどについて検討・調整を進めた。
課題	「尼崎市立図書館基本的運営方針」が計画年度（R2～11年度）の中間年にあたるため、新北図書館の整備や図書館機能の充実、歴史博物館、図書館、総合文化センターの連携強化を見据えた改訂を行う必要がある。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	「尼崎市立図書館基本的運営方針」について中間評価を踏まえた改訂に取り組む。また、タウンミーティングや専門家の意見聴取を行い、子ども・子育て世帯が集い学ぶ魅力的で賑わいのある新北図書館の整備に向けて検討を進める。



## ◆社会体育施設を拠点とする健康づくりの推進

＜主担当課：スポーツ推進課＞

＜施策評価との関係＞

目的	地区体育館で実施する「健康づくり教室」事業などにより、地区体育館等の利用者数を増やし、市民の健康づくりや地域コミュニティづくりの促進を図る。
取組・成果	スポーツ振興事業団と協力し、健康づくり教室やスポーツ教室等を引き続き実施し、利用者アンケートでは96%の利用者が「とても満足」「満足」と、高水準で推移した。また、指導員が幼稚園・保育園や地域住民の集まりの場等に赴き、健康づくりプログラムの教授やフレイル対策予防事業等を行う「指導者派遣等事業」では、実施場所や参加者が増加した。また、武庫健康ふれあい体育館の整備に向けた取組を行った。（仮称）大庄健康ふれあい体育館の整備に係るタウンミーティングを開催し、常設の格技室の設置など意見を反映した。
課題	健康ふれあい体育館の整備を着実に進めていくとともに、長寿命化改修が予定されている施設においては利用者への事前周知等を徹底し、休館を伴う場合には、供用再開後に再び利用していただけるような取組が必要である。また、スポーツ施策全体として、健康づくりや介護予防といったより公益性の高い分野への取組を強化していくことについて、健康ふれあい体育館の供用開始も契機としつつ、スポーツ振興事業団とともに検討を進めていく必要がある。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	武庫健康ふれあい体育館は、令和7年4月の供用開始を目指して取り組みを進めていく。（仮称）大庄健康ふれあい体育館については、隣接する新南の口公園の整備と連携しながら、円滑に進めていく。引き続き、施設の一層の利用促進を図るとともに、社会体育施設等に求められる多様な役割を果たすため、より公益的な事業の強化に向けて、既存事業を含むスポーツ施策全体のあり方について、スポーツ振興事業団とともに見直しを行う。

施策  
1  
地域コミュニティ・学び

施策  
2  
人権尊重・多文化共生

施策  
3  
学校教育

## ◆ライフステージや体力等に応じた生涯スポーツの推進

<主担当課：スポーツ推進課>

<施策評価との関係>

目的	市民が気軽にスポーツやレクリエーション活動に参加できる機会と場の提供などにより、市民スポーツの振興や健康の増進、コミュニティの形成を促進するとともに、スポーツを行っている市民の割合の向上を図る。
取組・成果	ポストコロナの中、市民のスポーツへの更なる機運醸成を図るため、「市民ウォーク」（167人）や「スポーツのまち尼崎フェスティバル」（延べ20,205人）を開催するとともに、新たに「あまがさきリレーマラソン」を開催し、225人・60チームの参加を得られた。また、本市にゆかりのあるスポーツチームとの取組として、引き続き「クボタスピアーズ」と連携し、無料観戦デーやバレーボール教室を開催したほか、新たに SEKISUI チャレンジャーズと武庫の里小学校においてフラッグフットボール教室を実施した。
課題	引き続き、多様な主体とともに、市民がスポーツに関わることができる様々な機会を設け、スポーツのまち尼崎を体現していく必要がある。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	リレーマラソンでは、市民マラソンに比べて参加しやすく、幅広い年代層で家族や友人を連れ立っての参加が目立った。今後は、各種イベントにおいて積極的な SNS の活用による PR を行い、参加者数の増や裾野の拡大を図るとともに、ニュースポーツ関連の事業等をあわせて実施するなど、各事業を一体的に実施し、効果的な推進を図る。引き続きクボタスピアーズとの取組を行うほか、SEKISUI チャレンジャーズとのフラッグフットボール教室では、実施内容の充実や実施回数を増やるとともに、チームの地区まつりへの参画など、地域を巻き込みながらスポーツ推進の取組を進める。

施策1  
地域「コミュニティ・学び

施策2  
人権尊重・多文化共生

施策3  
学校教育

## ◆各種スポーツ大会を契機としたスポーツの推進

<主担当課：スポーツ推進課>

<施策評価との関係>

目的	各種スポーツ大会を契機として、市民のスポーツへの関心や参加意欲を高めることにより、本市のスポーツの推進と競技力の向上を図る。
取組・成果	大会誘致では、より多くの市民にとってスポーツに関わる契機となるよう、市内小学校及び市内中学校卓球部に T リーグの招待チラシを配布したこともあり、T リーグの観戦者は1,008人であった。
課題	スポーツ大会の経済効果は、主催者の情報管理の関係上、全ての大会での検証が困難だが、集客数と相関すると推察される。市民の関心が高い競技の誘致に当たっては、トップリーグの大会では施設に求められる水準が高いことや、大学・高校では既に固定的な開催場所もある中、引き続き体育協会等と連携しながら粘り強い誘致活動が必要である。
令和6年度の取組方針 (新規・拡充等)	本市で開催するメリットを改めて明確にした上で、時勢を捉えながら、粘り強く誘致活動を続けていく。また、経済効果の検証に向けて、各大会観戦者等へのアンケート調査の実施を主催者に求めている。

施策1  
地域「コミュニティ・学び

施策2  
人権尊重・多文化共生

施策3  
学校教育

## 11 その他：適法・適正な行政運営の実現

### ◆体罰のない学校づくりに向けて

内 容	児童生徒、教職員、誰もが安全・安心ですこやかに学べる、体罰の生じることのない環境づくりを進める。
現 状	市立高校における体罰事案を受けて設置した「体罰根絶に向けた有識者会議」の議論のまとめで示された課題や改善の方向性を『体罰根絶アクションプラン』として体系化し再発防止に取り組んでおり、全取組項目で取組済もしくは一部取組済と進捗している。 また、学校生活における子どもの人権を守るため、市立学校の児童生徒を対象に『子どもの人権アンケート』を実施しており、令和5年度の実施結果では、体罰認定件数がアンケート開始以降初めて0件となったが、それ以外で学校からの報告により処分等を行った体罰認定件数は4件となっている。
今後の取組	様々な角度から再発防止の取組を重ねてきた結果、市立学校において重大な体罰事案は見られない状況となっているが、体罰認定がなくなったわけではないため、今後もアクションプランの方向性を踏まえた取組や体罰防止に関する研修等を継続的に実施し、体罰のない学校づくりを進める。 また、子どもの人権アンケートについて、これまでの取組の効果と課題を踏まえ、今後のあり方を検討していく。

### ◆不祥事の再発防止に向けて

事 案 概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 尼崎市立中学校の教員が令和4年6月頃から令和5年8月下旬頃までの間、校内において、勤務時間中に、私用のスマートフォンで業務とは関係のない動画配信を繰り返し行った。この教員は、職務専念義務違反として、令和6年2月22日付けで兵庫県教育委員会が減給1月（1/10）処分とした。</li> <li>② 尼崎市立幼稚園の臨時講師が、日ごろ園児の活動を撮影、記録するために園が所有するデジタルカメラを、園児の写真データが保存されているSDカードが入ったままの状態で紛失した。この臨時講師は令和5年12月27日付で口頭厳重注意の措置とした。</li> </ul>
事 案 検 証	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該教員は、これまで何度も他の教職員から、スマートフォンの使用方法について注意を受けていたにもかかわらず改めることはなく、教育公務員としての自覚の欠如と職務専念義務への認識の低さが原因であると考え。</li> <li>② 職員に、デジタルカメラは公有財産（備品）であり、SDカードに保存されている写真データは公文書であること、園児等が撮影されている写真データは個人情報であるという認識が欠如していたと考える。また、カメラの保管場所も守られていなかった。</li> </ul>
リスク 対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 携帯電話の校内使用ルールの見直しと、公務員としての職責を自覚するよう指導した。併せて、市内学校に、日ごろから教育公務員としての使命と職責を認識するよう指導する。</li> <li>② カメラの保管について施錠管理を徹底するとともに、情報セキュリティに関する正しい知識について改めて教職員へ周知徹底を図る。</li> </ul>

## ◆事務処理ミスの防止に向けて

事 案 概 要	令和5年度財務・行政監査では、学校を中心とした実行委員会への委託業務等において、契約期間満了日直前の消耗品購入の集中や履行確認が不十分であったこと、課外クラブの合宿に係る経費に対する補助金交付において、要綱で定める上限額を超える補助金を要綱の改定を行うことなく交付していたこと、購入品の内容が不明瞭な領収書や学校以外への購入品の配送（納品）など、不適切な事務処理の事例について多数指摘を受けた。
事 案 検 証	学校を事務局とした実行委員会等への委託事業については、業務委託であるという認識が希薄であることが、履行確認の不備等の問題を生じさせた一因であると考え。また、課外クラブ活動振興委員会に対する補助金の交付については、要綱と実態に齟齬が生じた際に要綱の改定を行うことなく放置し続けるなど、事務処理についての意識の低さが原因と考える。
リ ス ク 対 応 策	今回指摘された問題について、マニュアルの整備などの事務改善に取り組むことはもとより、学校配当予算による必要物品の補填状況など現場の実態を把握するなど、委託料執行の妥当性を確認した上で適正な予算を管理・執行に努める。また、漫然と前例踏襲に陥りがちな意識を改め、課外クラブの新たなニーズなどの実情に合わせて要綱を見直すなど、今後、同様の問題が生じないよう学校を含めた職員の意識改革に取り組む。

## IV 総評

### 教育委員会事務局 教育長 白畑 優

令和5年度は新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行したことを受け、社会全体の活動が正常化しつつあるなか、学校をはじめとした様々な教育活動の現場においても、ようやく本来の事業を展開できる状況となった。教育委員会では尼崎市教育振興基本計画に掲げる「未来志向の教育」「個の尊厳や人権の尊重」「家庭・地域社会との連携」の3つの基本方針に基づき、学校園、家庭・地域社会及び教育委員会との協力により、各種施策や取組の着実な推進に取り組んできた。

学力向上の取組については、令和5年度の全国学力・学習状況調査において初めて小学6年の国語・算数ともに全国平均と並ぶ結果となった。これは児童生徒の個々のつまづきを早期に発見・解消するための学習支援員の配置や、各校の課題に応じた短時間学習・放課後学習の取組等による基礎学力の定着など、これまでの取組の成果が表れてきたものと考えている。令和6年度は、中学校の全国平均と差がある教科の課題解決に向けて、AI型デジタルドリルを積極的に活用するなど、個別最適な学びの実現を目指すとともに、授業づくりハンドブックの活用を進め、授業力向上を図ることにより更なる学力向上を目指す。

教育ICT環境の整備の面では、小学校とあまよう特別支援学校（小学部）の全ての普通教室及び特別教室の一部に電子黒板を導入し、授業の充実を図るとともに児童の主体的な学習活動を支えた。今後においては、1人1台端末の効果的な利活用を促進することで、さらなる授業改善を進め、「主体的・対話的で深い学び（探究的な学び）」の実現につなげる。

不登校対策・支援については、子ども一人ひとりのニーズに応じたグラデーションのある学びの場の整備として、教育支援室「ほっとすてっぷ」「サテライト教室」の設置運営、「ハートフルフレンド」派遣事業等の支援を行い、多様な教育的ニーズに対応してきたところである。加えて、令和8年4月の開校を目指す「学びの多様化学校」の設置基本方針を策定し、令和6年度以降、この方針をもとに、柔軟な教育カリキュラムの編成や施設整備などの準備を加速させていく。

いじめ対応について、児童生徒の問題行動が増加傾向にあるなか、全職員を対象とした研修を通じて教員のいじめに対する感度を高めることに努め、いじめの認知数の増加と早期発見・早期対応につながった。令和6年度からは、新たにスクールロイヤーを設置し、複雑化する生徒指導の事案に対応力の強化を図る。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒については、生活介助員及び特別支援教育支援員の増員により、個々の教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図った。引き続き、特別な支援を必要とする児童生徒の増加や医療的ケアを含めた支援内容の多様化に対応していくため、教職員の専門性向上に向けた研修やエレベーターの設置など学校施設の整備等、ソフト・ハードの両面での取組を計画的に推進していく。

地域クラブ活動の推進については、国・県認定の実証事業の結果を検証しながら、指導体制の充実や取組等の強化を図ってきた。今後は、多様な地域資源の活用も視野に入れ、指導者の確保等の環境整備を進め、市立中学校の生徒が、将来にわたってスポーツ・文化・芸術活動に親しむ機会を確保していく。

コミュニティ・スクールの拡大については、令和5年度に学校運営協議会を小学校12校、中学校3校に新たに設置し、コミュニティ・スクール導入校数を35校に拡大した。引き続き、令和7年度までの全市展開に向け、全市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校にコミュニティ・スクールを計画的に導入することにより、「地域とともにある学校づくり」を推進していく。

令和5年度も研修等に努めてきたものの、残念ながら教職員による非違行為や情報管理の不適切な事案が発生した。組織体制の強化による更なる研修や啓発を強化し、再発防止を図る。

これからの子どもたちは複雑化・多様化する社会にあって新たな困難や課題に直面しながら、それを乗り越え、未来社会を創っていくという重要な役割を担っている。令和6年度においては、本市教育行政のマスタープランである教育振興基本計画の最終年度になることから、次期計画の策定に向けた検討に取り組んでいくこととしている。新たに設置した教育振興審議会での審議に加え保護者、学校現場の教員などからも広く意見を徴取し、次代を担う人を育てるため、本市教育の方向性について議論し示していく。

園田学園女子大学人間教育学部 教授 堀田 博史 氏

令和2年度から令和6年度までの尼崎市教育振興基本計画も4年目を迎えている。令和6年度の教育委員会事務点検・評価報告書は、令和5年度の事業・取組を評価するもので、最終年度の指針にもなり得る。各施策でいくつかの項目に注目し、総評を述べる。

就学前教育では、全市立幼稚園が長期休業日を含めた通年により一時預かりを実施しており、その利用者数が増加傾向にあり、取組が市民に周知されてきている。令和6年度は事業拡充に向けた意見交換が実施されることで、より適正な支援体制の構築に期待する。

義務教育では、その一つの取組として、確かな学力の保証が求められている。課題として全国平均との比較をされ、その向上を目指すことになる。一方で、D層の割合減少に向けたより具体的な取組を明記して、その評価に期待したい。

高等学校教育では、尼崎高校・尼崎双星高校・琴ノ浦高校とともに、民間事業者との英語教育プログラムの実施、産官学連携によるプログラミング教育、地元企業などと連携した職業体験など特色ある取組を実施している。令和6年度は、取組の継続に加えて、事業の拡大にも注目したい。

不登校対策では、事業の一つとして、令和8年4月に学びの多様化学校が設置される。その準備が令和6年度も継続して実施される。さらに、「校内サポートルーム・エリア」モデル校を選定され、不登校支援員の支援体制等の検討がなされる。児童生徒への支援がより充実することを願うとともに、それを支える教職員及び関係者の働き方も最適化を目指していただきたい。

特別支援教育では、インクルーシブな教育の推進の成果で、重点事項を定め、37件の研修を実施したとある。令和6年度も継続して多くの学校関係者が研修を受講できる環境の実現に期待する。

教育環境の整備では、学校給食がスタートしているものの、給食費の値上げや残食の低減をはじめ食習慣の確立が求められる。令和6年度の取組で完了するものではなく、事業の継続的な推進・発展が望まれる。

教員の育成・勤務環境の整備では、デジタル採点システムの導入が進む。教職員の採点業務の省力化だけではなく、指導の工夫に繋がることで、児童生徒のより個別最適な学びの保障ができると考える。

学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実では、コミュニティ・スクールの拡大として、令和6年度に小学校全41校に導入が完了するが、従前よりコミュニティ・スクールを計画的に導入していることや、合わせてコーディネーターの配置を進めているのが読み手に伝わりづらい。より分かりやすい表現及び内容の整理が必要である。

文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供では、魅力ある歴史博物館の運営の成果として、来場者数の増加が見られる。展示にとどまらず体験型のイベントにも積極的に取り組んでいただきたい。

兵庫教育大学大学院学校教育研究科（教職大学院）教授 川上 泰彦 氏

就学前教育に関して、就学前教育ビジョンの策定は大きな進歩である。今後、市立幼稚園にはインクルーシブ教育の実現や幼保小連携の充実など、ビジョンの実現に向けた中核的な役割が期待される。十分な支援のもと、市内の就学前教育をリードする取組を期待したい。特に幼保小連携は特別支援教育（早期支援）の方針にも掲げられており、相乗効果を期待したい。

義務教育では、学力保証に関する「D層の割合減少」という明確な方向性を掲げている点は評価できるが、現状の取組に関する成果検証とそれに基づく工夫改善が求められるように読み取れる。また学力保証に向けた授業改善として「主体的・対話的で深い学び」の実現が掲げられているので、その達成度を測定する指標の検討が必要であろう。学校プール授業のあり方や、部活動に関する検討等は、業務改善と指導の充実が両立できるような政策化を目指すべきである。

市立高等学校の特色化は、今後のさらなる少子化への対応（選ばれる学校づくり）という観点に過度に集中せず、地域連携を通じた地域振興の促進や、さまざまな生徒に向けた学習機会の保障といった点も大切にしてもらいたい。

いじめ対応、情報モラル向上支援事業、学校支援専門家派遣事業のいずれも、事案に対して高度な専門的助言を得る仕組みとなっており、効果の期待は高い。ただし専門家の「活用」が専門家への「依存」に至ってしまうと、学校での対応力やリスク感が低下するおそれもある。事案が学校で発生する以上、初期段階では必ず学校の対応が求められる。対応力の充実に向けた、専門家を通じた学習機会の確保も重要である。不登校対策は、学校レベルの事業（「校内サポートルーム・エリア」や心の教育相談事業）と、市レベルの事業（学校以外の学びの場（支援室）や学びの多様化学校）を双方充実させ、児童・生徒に寄り添う「対応幅」の広がりを期待したい。

特別支援教育について、研修の実施状況について成果は確認できたが、それがどの程度教員の専門性向上につながり、実践で活かされているのかが確認できなかった。拡大する支援ニーズに対して各学校・各教室レベルでの専門性の発揮が求められている状況を考えても、適切な成果指標の開発が必要と思われる。他の教員研修についても同様で、研修の実施を児童・生徒の学びの質の向上につなげる上でも、指導力の向上等に関する成果指標の検討が必要であろう。

学校園・家庭・地域社会の連携の中では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の充実が期待される。学校における業務改善の側面でも、また学びを社会に開き、内容の充実を図るうえでも、地域との連携拡大は有効な手段である。地域における学びを充実させる諸施策とあわせて、地域振興につながる展開を期待したい。

# V 参考

## 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

### （教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2 施策（事業）一覧

各論	施策（事業）名	主担当課	各論	施策（事業）名	主担当課
<b>1 就学前教育</b>			<b>7 教育環境の整備</b>		
	就学前教育のあり方の検討	就学前教育課		学校施設マネジメント計画の推進	施設課/設備整備担当
	市立幼稚園一時預かり事業	就学前教育課		各種施設整備事業	施設課/設備整備担当
	幼稚園教育振興事業	就学前教育課		衛生的なトイレの整備	施設課/設備整備担当
	教育支援体制の充実	就学前教育課		学校給食費徴収管理関係事業	学校給食課
<b>2 義務教育</b>				小学校給食関係事業	学校給食課
	確かな学力の保証（小学校）	学校教育課		給食調理業務委託関係事業	学校給食課
	確かな学力の保証（中学校）	学校教育課		中学校給食関係事業（学校給食センター整備運営事業含む）	学校給食センター担当
	授業力向上支援事業	学校教育課		校務員業務の執行体制の見直し	職員課
	社会力育成事業	学校教育課		教育ICT環境の整備	学校ICT推進課
	他者とつながる学校づくり	学校教育課		要保護・準要保護児童生徒就学援助	学事企画課
	英語教育推進事業	学校教育課	<b>8 教員の育成・勤務環境の整備</b>		
	あまっ子ステップ・アップ調査	学校教育課		人権研修	学び支援課
	地域部活動の推進	スポーツ推進課		デジタル採点システムの導入	学び支援課
	部活動指導員の配置	保健体育課		未来の学び研究事業	学校ICT推進課
	学校プール授業のあり方検討	保健体育課		勤務時間の適正化	職員課
	多文化共生支援事業	学校教育課		体罰防止研修	学び支援課
	体力・運動能力の向上	保健体育課	<b>9 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実</b>		
<b>3 高等学校教育</b>				コミュニティ・スクールの拡大	社会教育課
	尼崎高等学校特色づくり推進事業	高校教育課		学社連携の推進	社会教育課
	尼崎双星高等学校特色づくり推進事業	高校教育課		少年輔導活動事業・青少年健全育成啓発事業	社会教育課
	琴ノ浦高等学校特色づくり推進事業	高校教育課		人権啓発活動・リーダー育成事業	社会教育課
<b>4 豊かな心の育成、いじめ防止</b>			<b>10 文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供</b>		
	尼崎歴史探検（AMATAN）事業	学校教育課		歴史遺産の保存と活用	歴史博物館
	いじめ対応について	いじめ防止生徒指導担当		学びを支える機能の充実と連携促進	歴史博物館
	情報モラル向上支援事業	いじめ防止生徒指導担当		魅力ある歴史博物館の運営	歴史博物館
	学校支援専門家派遣事業	いじめ防止生徒指導担当		地域の歴史を学ぶ機会の充実	歴史博物館
	校則見直しについて	いじめ防止生徒指導担当		図書館に親しむ機会の創出	中央図書館
<b>5 不登校対策</b>				図書館運営方針の進行管理	中央図書館
	学びの多様化学校設置準備事業	学びの多様化学校設置準備担当		社会体育施設を拠点とする健康づくりの推進	スポーツ推進課
	不登校対策事業	こども教育支援課		ライフステージや体力等に応じた生涯スポーツの推進	スポーツ推進課
	心の教育相談事業	こども教育支援課		各種スポーツ大会を契機としたスポーツの推進	スポーツ推進課
	教育支援室運営事業	こども教育支援課	<b>11 その他：適法・適正な行政運営の実現</b>		
<b>6 特別支援教育</b>				体罰のない学校づくりに向けて	
	インクルーシブな教育の推進	特別支援教育担当		不祥事の再発防止に向けて	
	看護師派遣業務委託事業	特別支援教育担当		事務処理ミスの防止に向けて	
	特別支援教育サポートシステム事業	特別支援教育担当			
	スクールバス運転業務委託事業	特別支援教育担当			

(このページは白紙です)

令和6年度教育委員会事務点検・評価報告書

(令和5年度事業・取組)

発 行 令和6年8月

編集・発行 尼崎市教育委員会

〒661-0024

兵庫県尼崎市三反田町 1-1-1

電話 06-4950-5654 FAX 06-4950-5658